

第3次白山市環境基本計画 ～これからも住みよい白山市とするために、今できること～



白 山 市
平成 28 年 3 月
令和 4 年 3 月改訂

表紙写真

ペレットストーブ (市役所)	白山 (白峰地区から望む)	集団回収
トミヨ (安産川) 提供：はりんご塾	手取川扇状地 (獅子吼高原より)	電気自動車用充電 設備(白峰地区)
北陸新幹線	日本海 (小舞子海岸より)	ほたる観察会 (尾口地区)

ごあいさつ

現代社会における環境問題は、水・大気環境の保全やごみの排出による環境負荷の増大などの身近なところから、温暖化の進行や海洋汚染など地球規模にまで広がっています。

本市は、県内最大の面積を誇り、霊峰白山をはじめ、清流手取川や白砂青松が映える日本海などに象徴される豊かで美しい自然環境を有しており、このすばらしい環境を将来の世代に引き継いでいくことが我々の責務であると考えています。

こうした背景のもと、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を目指し、住みよい街とするために環境分野ですべきことを記載する「白山市環境基本計画」を平成18年に策定しました。

そして平成23年には「第2次白山市環境基本計画」を全面改訂し、良好な環境の保全と創造のための施策を計画に基づき展開してまいりました。

しかし、東日本大震災が発生し甚大な被害が出たことに加え、エネルギー需給問題に注目が集まったことや、平成27年12月に新たな温暖化対策の国際的枠組みであるパリ協定が採択されるなど、大きく社会環境が変化したことを受け、当初の予定より1年前倒しして「第3次白山市環境基本計画」を策定することといたしました。

本計画では「これからも住みよい白山市とするために、今できること」を目標像とし、6項目の基本方針を掲げ、現状と課題を分析したうえで今後11年間に行うべき施策や取り組みを記載しております。

今回、後期目標値の設定に併せ、本市特有の白山手取川ジオパークや地産地消に加え、全国的な関心事でもあるSDGsやゼロカーボンシティの視点も取り入れ中間見直しを行ないました。

この計画に基づき、未来に向け、豊かな自然環境の下で健やかに暮らし続けていくことができるように、市民、事業者の皆さんとともに施策を着実に推進してまいりますので、ご理解、ご協力と積極的なご参加を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定に多大なご尽力をいただきました白山市環境審議会委員の皆様にご心から感謝を申し上げ、ご挨拶といたします。



令和4年3月

白山市長 山田 憲昭

目 次

【本 編】



第1章 第3次白山市環境基本計画の基本的事項	1
1.計画策定の背景	2
2.計画の目的	4
3.計画の位置づけ	7
4.計画の対象と期間	8
5.計画の推進と進行管理	9



第2章 計画の目標	10
1.計画の目標像と基本方針	11
2.基本方針と施策	12
3.基本計画の体系	18
4.基本計画の目標指標	20



第3章 計画の具体的な取組	25
1.本市の豊かな自然を守り育てる	26
2.快適で住みよい生活環境を実現する	36
3.地球温暖化問題に地域で取り組む	44
4.再生可能エネルギーの利用を進める	48
5.環境への負荷の少ない循環都市を創る	52
6.参加と協働で計画を進める	56

(本編中で「*」のある用語は、【資料編】6.用語解説に説明があります)



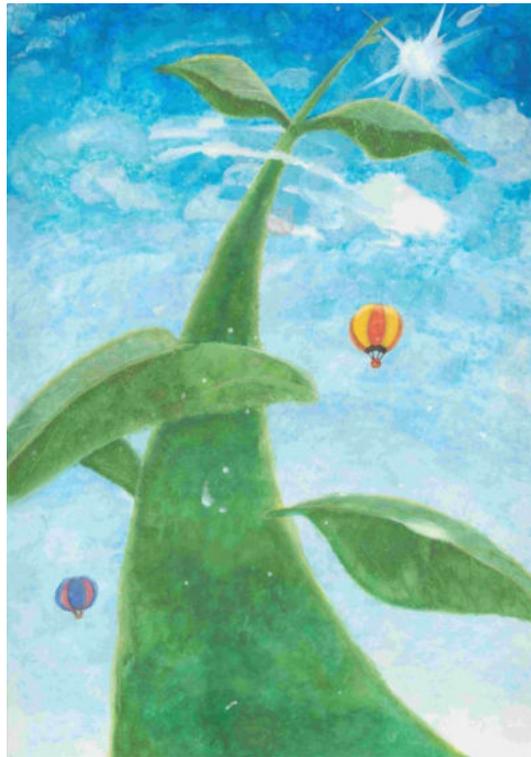
【資料編】

1.第3次白山市環境基本計画の策定経過	資 1
2.白山市環境基本条例	資 10
3.白山市の地域特性	資 21
4.白山市の環境の現況	資 28
5.第2次計画に掲げた目標の達成状況	資 69
6.用語解説	資 77



第 1 章 第 3 次白山市環境基本計画の基本的事項

- 1.計画策定の背景
- 2.計画の目的
- 3.計画の位置づけ
- 4.計画の対象と期間
- 5.計画の推進と進行管理



「国土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクール」
県審査特選作品

1.計画策定の背景

白山市は、白山から流れる雄大な手取川、白砂青松の日本海など、山、川、海の豊かな自然に恵まれ、その恩恵を大きく享受してきました。

もとより、すべての市民には、良好な環境のもとに健康で安全かつ快適な生活を営む権利があると同時に、現在の恵まれた環境をより良いものとして、次の世代に引き継ぐ責任があります。

しかしながら、今日の社会は、高度経済成長期の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動による負の遺産を経験した上に成り立ち、ライフスタイル・事業活動の多様化により、環境への負荷が増大し、その影響は地球環境にまで及んでいます。

このため、私たちは、環境問題を自らの課題として認識し、これまでのライフスタイルや事業活動を見直しながら、互いに協調し、それぞれの責務を果たすことにより、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を目指すために、「白山市環境基本条例」を平成17年2月に施行しました。

平成17年2月に誕生した「白山市」において、同条例第9条に基づき、「白山市環境基本計画(以下、「第1次計画」という。)」を平成18年7月に策定しました。

そして、「第1次計画」の策定から5年間の経過したことや社会情勢の変化や環境に対応するために、「第2次白山市環境基本計画(以下、「第2次計画」という。)」を平成24年3月に策定し、良好で快適な環境の保全および創造を目指した施策を展開してきました。

平成23年3月に発生した東日本大震災を契機としたエネルギーを巡る国内外の環境の大きな変化をふまえ、平成26年4月に閣議決定された「第4次エネルギー基本計画*」において、再生可能エネルギー*について積極的に推進していくとしており、県においても平成26年9月に「石川県再生可能エネルギー推進計画*」を策定し、それらの課題にも対応することが求められています。

このような中で、第2次計画で掲げた目標の達成状況の確認・評価をふまえるとともに、新たに取り組むべき環境行政の方向性を示すために必要な事項を定めた「第3次白山市環境基本計画(以下、「本計画」という。)」を平成28年3月に1年前倒しで策定しました。

今回、この第3次計画の後期目標値を設定することに併せ、令和3年3月に2050(令和32)年のゼロカーボンシティ*宣言を行ったことやSDGs未来都市*に選定されたことをふまえ、施策と関連するSDGs*のゴールを明らかにする等の中間見直しを行うこととしました。

図表-1.1 白山市の環境行政のあゆみと国内外の主な出来事

年	白山市環境行政のあゆみ	国内外の主な出来事
平成 17 年 (2005 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 市 2 町 5 村の合併により白山市が誕生(2 月) ・ 白山市環境基本条例を制定(2 月) ・ 白山市一般廃棄物処理基本計画を策定(2 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガス*削減のための京都議定書*が発効(2 月)
18 年 (2006 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白山市環境基本計画を策定(7 月) ・ 白山市総合計画を策定(12 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 次環境基本計画*の策定(4 月)
19 年 (2007 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音に係る環境基準の類型指定の改正および騒音・振動指定地域の一部改正(4 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 21 世紀環境立国戦略の策定(6 月)
20 年 (2008 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白山市地球温暖化対策地域協議会を環境省に登録(10 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都議定書第一約束期間がスタート(1 月) ・ 生物多様性基本法*の制定(6 月)
21 年 (2009 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白山市地球温暖化対策条例を制定(12 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国連気候変動首脳会合の開催(ニューヨーク、9 月)
22 年 (2010 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白山市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の見直し(3 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性条約第 10 回締約国会議*(COP*10)の開催(名古屋市、10 月)
23 年 (2011 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白山市地球温暖化対策地域推進計画*を策定(7 月) ・ 白山手取川ジオパーク*が日本ジオパークに認定(9 月) ・ 市が取り組む独自の環境マネジメントシステム*「はくさん ECO マネジメントプラン」を策定(10 月) ・ 白山市一般廃棄物(生活排水)処理基本計画を策定(12 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災が発生(3 月) ・ 世界人口が 70 億人に到達(国連推計、10 月)
24 年 (2012 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 次白山市環境基本計画の策定(3 月) ・ 騒音に係る環境基準の類型指定の改正および騒音・振動指定地域の一部改正(3 月) ・ 白山国立公園指定 50 周年(11 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 次環境基本計画*の策定(4 月) ・ 再生可能エネルギー*の固定価格買取制度*の導入開始(7 月) ・ 生物多様性国家戦略 2012-2020*の閣議決定(9 月) ・ 地球温暖化対策のための税*(地球温暖化対策税)の施行(10 月) ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法)の施行(12 月)
25 年 (2013 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 次循環型社会形成推進基本計画*の策定(5 月)
26 年 (2014 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 次エネルギー基本計画*の閣議決定(4 月) ・ 石川県再生可能エネルギー推進計画*の策定(6 月) ・ 水循環基本法の施行(7 月)
27 年 (2015 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白山市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の見直し(3 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国連サミットで SDGs*が採択(9 月) ・ 国連気候変動枠組条約*第 21 回締約国会議(COP*21)(パリ、11 月)
28 年 (2016 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 次白山市環境基本計画の策定(3 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化対策計画*の閣議決定(5 月)
30 年 (2018 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ SDGs 推進本部を設置(3 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 次環境基本計画*の策定(4 月) ・ 第 5 次エネルギー基本計画*の閣議決定(7 月)
令和元年 (2019 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・ パリ協定*に基づく成長戦略としての長期戦略の閣議決定(6 月)
2 年 (2020 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白山市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の見直し(3 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガス*を 2050 年実質ゼロとする目標表明(10 月)
3 年 (2021 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゼロカーボンシティ*宣言(3 月) ・ 第 2 次白山市地球温暖化対策地域推進計画*の策定(3 月) 	

2.計画の目的

本計画は、白山や手取川をはじめとする本市の誇るべき環境の保全と創造、地球温暖化*の対策や循環型社会*の形成など、分野ごとの環境課題に的確に対応するとともに、「白山市総合計画」で目指す『豊かな自然と共生する自立と循環の都市(まち)』の実現に向けて、市民・事業者・市の全ての主体が協働*して環境の保全と創造に取り組むことを目的としています。

白山市環境基本条例における基本理念(第3条)

1. 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。
2. 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者がそれぞれの責任を認識し、公平な役割分担のもと、自主的かつ積極的に、又は相互に連携協力して推進されなければならない。
3. 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会が実現されるように行われなければならない。
4. 地球環境保全は、人類共通の課題であり、市民の健康で文化的な生活を将来にわたり確保する上で重要であることから、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

コラム SDGs とは

SDGs（持続可能な開発目標）とは2015（平成27）年9月に開かれた国連持続可能な開発サミットで採択された世界が共通して取り組むべき国際課題です。その内容は、「地球上の誰一人として取り残さない」世界の実現のための「変革」を理念とし、2030（令和12）年までを期限とした17の目標と169のターゲットにより構成されています。



出典：環境省環境研究総合推進費戦略研究プロジェクト「持続可能な開発目標とガバナンスに関する総合的研究」により作成

上記の図はSDGsの概念を分かりやすく表しています。木の枝には、経済、社会、環境の三層を示す葉が繁り、木を支える幹は、ガバナンスを示しています。木の根に最も近い枝葉の層は環境であり、環境が全ての根底にあり、その基盤上に社会経済活動が依存していることを示しています。また、木の幹が枝葉をしっかり支えるとともに、水や養分を行き渡らせる必要があります。木の幹に例えられているガバナンスは、SDGsが目指す経済、社会、環境の三側面の統合的向上を達成する手段として不可欠なものとなっています。

コラム ゼロカーボンシティ宣言

最近の豪雨や台風等の災害は気候変動によるもので、その原因は地球温暖化*であるといわれています。

地球温暖化*を防止し、気象変動を抑制するには温室効果ガス*の排出量の削減が不可欠であります。温室効果ガス*の大半は二酸化炭素*であることから、その発生を抑制する取り組みが必要であります。

国は、2050年までに温室効果ガス*の排出量を実質ゼロにする、いわゆる「2050年カーボンニュートラル*」の実現を目指すこととしました。

本市でも、令和3年3月の第二期白山市地球温暖化対策地域推進計画*の策定に合わせて、国の方針をうけ、2050年までに二酸化炭素*の排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティ*を目指すことを表明しました。

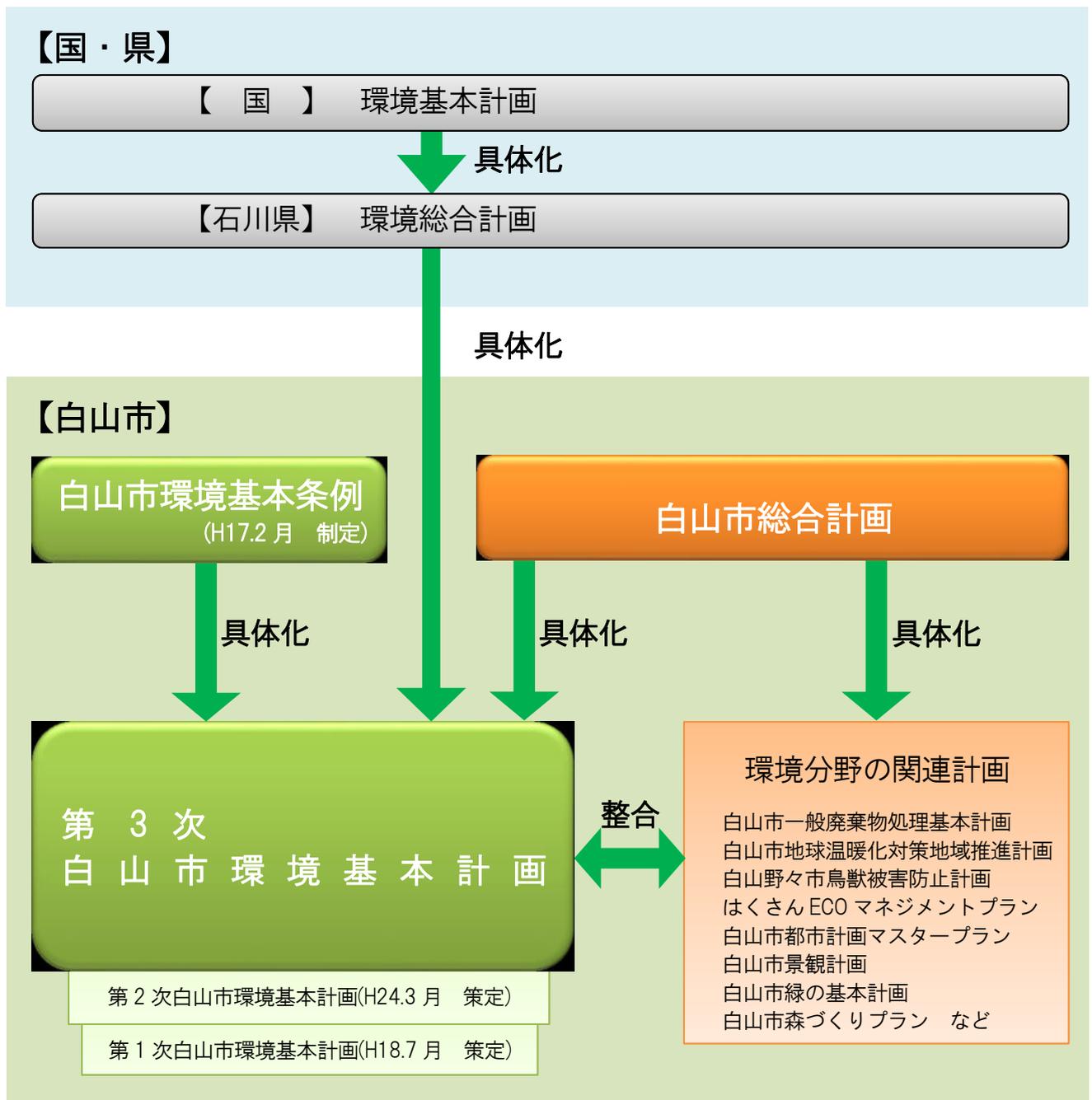
地球温暖化対策の推進に当たっては、SDGs*の観点をふまえ、環境・経済・社会の統合的な向上を意識し、脱炭素社会の形成を目指します。

※実質ゼロとは、温室効果ガス*のエネルギー消費等に伴う人為的な排出量から森林による吸収分を差し引いたものを実質的にゼロにすること。2015（平成27）年に合意されたパリ協定*では、「平均気温上昇の幅を工業化以前より2度未満にする」目標が広く国際的に共有されましたが、2018（平成30）年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書においては、「気温上昇を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、2050（令和32）年までにCO₂の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

3.計画の位置づけ

本計画は、「白山市環境基本条例第9条」の規定に基づいて策定するものであり、国の「環境基本計画*」や県の「環境総合計画」をはじめ、市の上位計画である「白山市総合計画」を環境面から具体化するとともに、関連する環境分野の計画と整合を図りながら環境施策を推進するための計画です。

図表-1.2 第3次環境基本計画の位置づけ



4.計画の対象と期間

本計画の対象は、以下のとおりです。

- (1)対象とする地域は、白山市全域とします。
- (2)対象とする主体は、市民、事業者および市です。これら各主体の連携と協力により、本計画を推進していきます。
- (3)対象とする範囲は、概ね次のとおりとします。(図表-1.3)
 - ①生物多様性*の確保と自然環境の保全
 - ②生活環境の保全と良好な景観の形成
 - ③再生可能エネルギー*の利用促進
 - ④環境への負荷の少ない循環型社会*の構築
 - ⑤地球環境の保全と全ての主体の連携協力

本計画の期間は、以下のとおりです。

計画の期間は、平成 28 年度から令和 8 年度の 11 年間とします※。

なお、「白山市総合計画」や環境の保全と創造に係る社会情勢、科学技術の進歩などの変化に合わせ、他の計画との調整を図りつつ、適宜見直しを図っていくものとします。

また、目標指標については前期の目標値(令和 3 年度)を掲げ、達成状況を把握しながら 5 年後には後期の目標値(令和 8 年度)を設定することとしていました。

これを受けて、令和 3 年度には、後期目標値の設定と中間見直しを行うこととしました。

※第 2 次白山市総合計画の計画期間と整合を図ります。

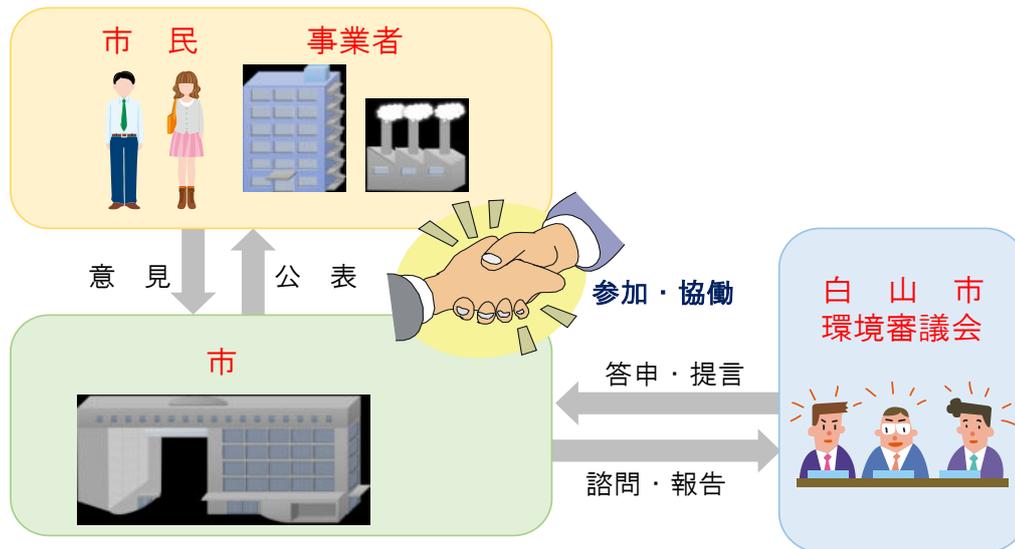
図表-1.3 第 3 次白山市環境基本計画の対象範囲



5.計画の推進と進行管理

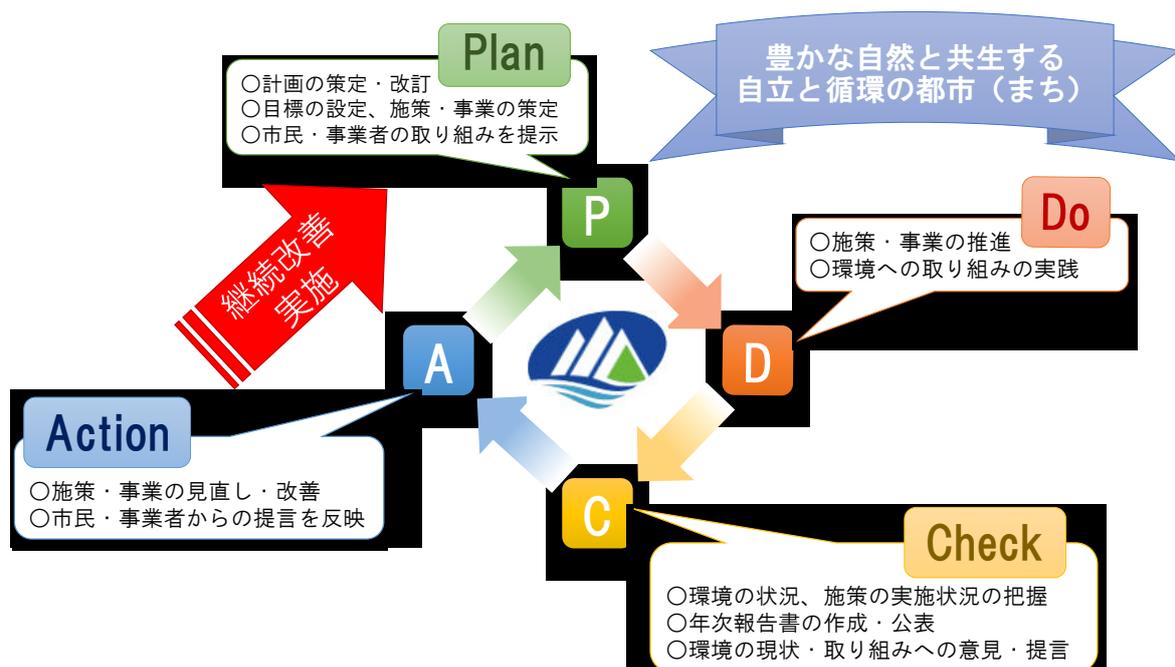
本計画では、計画の実効性を高め効果的な推進を図るため、市民・事業者・市それぞれの取り組みを明記しています。すなわち、本計画は行政計画にとどまらず、各主体が参加・協働*して推進していきます。

図表-1.4 計画の推進



本計画の進行管理は、PDCA サイクルの一連の手续にそって、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検)、Action(見直し)を実施します。

図表-1.5 計画推進のPDCA サイクル





第2章 計画の目標

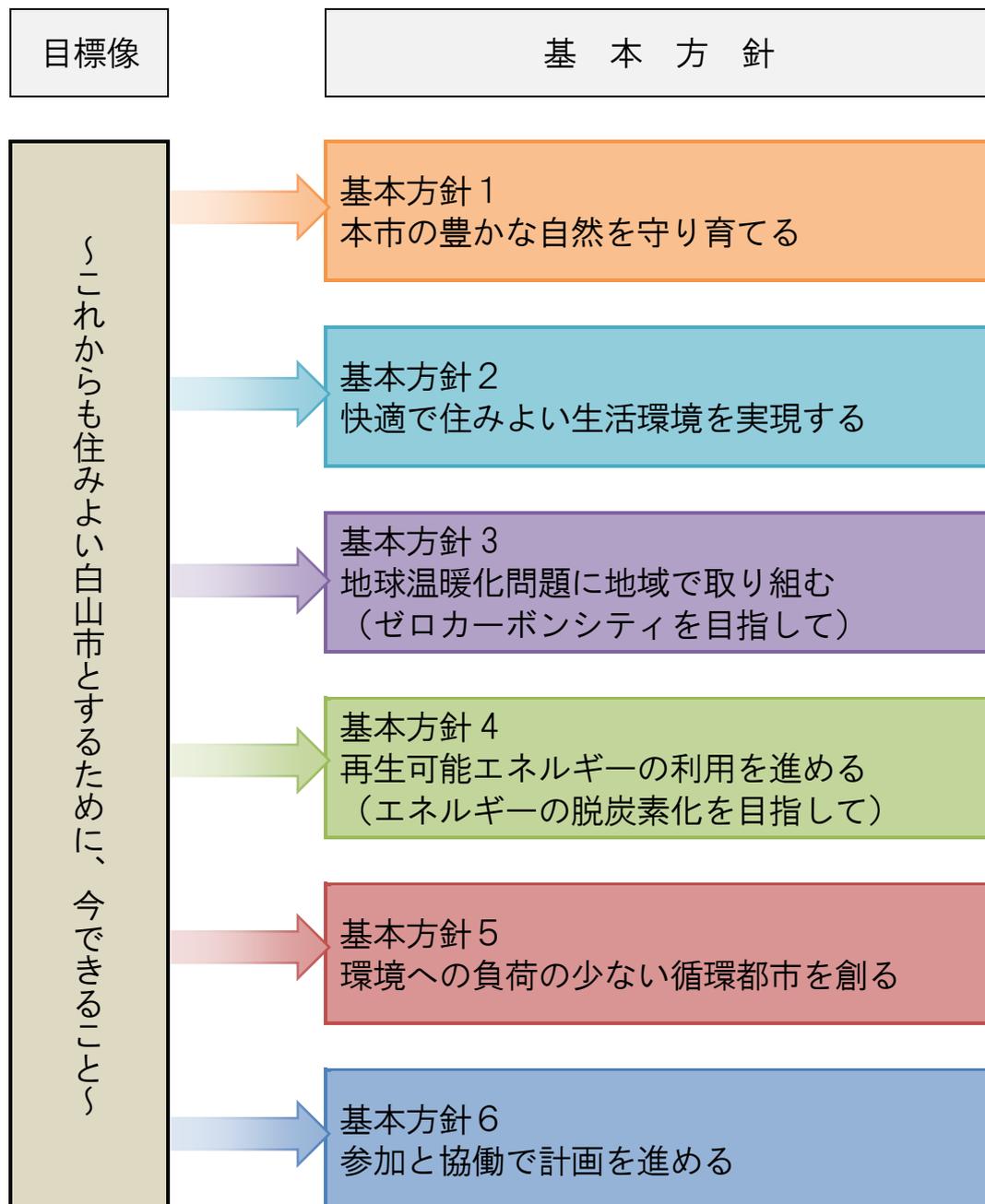
- 1.計画の目標像と基本方針
- 2.基本方針と施策
- 3.基本計画の体系
- 4.基本計画の目標指標



「国土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクール」
県審査準特選作品

1.計画の目標像と基本方針

本計画の目標像として、「これからも住みよい白山市とするために、今できること」を掲げるとともに、6つの基本方針を設定します。



2.基本方針と施策

基本方針 1

本市の豊かな自然を守り育てる

本市の自然は、標高 2,702mの白山から日本海に至るまで多種多様な生物の生息環境を構成しており、貴重な生態系*を保持するとともに、豊かな自然は四季の変化を通じて鮮やかな自然美をもたらしてくれます。このような自然と共生していくことは、私たち市民の努めであるといえます。

本市では、豊かな自然や生態系*を作る地質・地形を保護し、それを教育や地域振興に活用していく仕組みであるジオパーク*活動を推進しています。市内全域をエリアとした「白山手取川ジオパーク」は、平成 23 年 9 月に「日本ジオパーク」として認定され、「山―川―海そして雪、いのちを育む水の旅」をテーマとした活動に取り組んでいます。

これまで多くの人々の暮らしを支えてきた手取川水系や白山から日本海に至るまでの多様な自然環境、そこに生息する生物の多様性、身近な自然とのふれあいなどについて現状と課題を整理し、取り組むべき施策を示します。

施策	1.手取川水系と手取川扇状地の保全
	2.白山国立公園と多様な自然環境の保全と保護
	3.生物多様性と鳥獣の適正な保護管理の推進
	4.ジオパークを活用した自然とのふれあいの場の充実
	5.白山の恵みによる地産地消の推進



「県環境月間ポスターコンクール」入賞作品

基本方針 2

快適で住みよい生活環境を実現する

現代に生きる私たちは、健康で文化的な生活を営む上で不可欠な環境を保全し、これをさらに健全で恵み豊かなものに創造し、次世代に伝えていく義務を担っているといえます。

しかし、身近な生活環境には、工場・事業所や自動車などによる大気汚染、交通騒音や振動、化学物質*による環境汚染や都市部における景観問題など、解決すべき様々な課題があります。

生活環境を改善するために現状と課題を整理し、取り組むべき施策を示します。

施策	6.大気環境の保全
	7.騒音・振動の防止
	8.悪臭の防止と化学物質の適正な管理
	9.景観・公園緑地の保全と創造



「県環境週間ポスターコンクール」入賞作品

基本方針 3

地球温暖化問題に地域で取り組む (ゼロカーボンシティを目指して)

現在、地球環境問題の中で最も深刻なものの一つとされているのが地球温暖化問題です。地球温暖化*は自然の生態系*や人間社会に大きな影響を与えることから、人類の生存基盤を揺るがす問題となっています。

平成 27 年 11 月、国連気候変動枠組条約*第 21 回締約国会議(COP*21)がフランスのパリで開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定*」が採択されました。すべての国が協調して温室効果ガス*の削減に取り組む初めての枠組みとなり、気温上昇を産業革命前に比べて 2 度未満に抑えるよう努力し、今世紀後半には世界全体の温室効果ガス*の排出量を実質的にゼロにするよう削減に取り組むとしています。

我が国は、COP*21 の合意の状況をふまえ、平成 28 年 5 月に「地球温暖化対策計画*」を策定しましたが、さらに、令和 2 年 10 月には、2050(令和 32)年のカーボンニュートラル*を目指すこと、令和 3 年 4 月には、温室効果ガス排出量の削減目標を 2030(令和 12) 年度に、2013(平成 25)年度から 46%削減することを表明しました。

このため、本市でも地球温暖化対策のために市民、事業者、市のあらゆる主体が協働*した取り組みを推進し、2050(令和 32)年のカーボンニュートラル*を目指すこととします。

地球温暖化問題への取り組みについて現状と課題を整理し、取り組むべき施策を示します。

施策	10.脱炭素社会への取組
	11.森林の保全と整備



「県環境月間ポスターコンクール」入賞作品

基本方針 4

再生可能エネルギーの利用を進める (エネルギーの脱炭素化を目指して)

我が国は、エネルギー源の中心となっている石炭、石油、天然ガスなどの化石燃料に乏しく、そのほとんどを海外からの輸入に頼っていますが、化石燃料の使用は地球温暖化*の要因である温室効果ガス*を発生させます。

平成 23 年 3 月の東日本大震災以降、エネルギーの利用を巡る環境は国内外で大きく変化しており、再生可能エネルギー*は、脱炭素社会における重要なエネルギー源であるとされています。

また、平成 30 年に国が策定した「第 5 次エネルギー基本計画*」では、再生可能エネルギー*について「2013(平成 25)年から導入を最大限加速してきており、引き続き積極的に推進していく」としています。

さらに、国は 2050 (令和 32) 年カーボンニュートラル*を目指すこととしており、本市では、森林資源や水資源、地熱などの豊かな自然資源を活用した再生可能エネルギー*の新たな利用が求められます。

再生可能エネルギー*の利用について現状と課題を整理し、取り組むべき施策を示します。

施策	12.再生可能エネルギーの導入の推進
	13.新たな再生可能エネルギーの調査・研究



「県 3R 促進ポスターコンクール」応募作品

基本方針 5

環境への負荷の少ない循環都市を創る

我が国では、これまでの社会経済活動によりめざましい発展を遂げてきました。しかしながら、過去の社会経済活動が現在の生活環境に影響を及ぼしている一面もあります。

廃棄物などの多様化に伴う処理の困難化や不適正な処理による環境負荷の増大、最終処分場*の残余容量のひっ迫など、様々な局面において深刻な状況を生み出してきました。

本市では、新たな最終処分場*として平成 30 年 5 月「環境の杜おがわ」が完成しましたが、更なるごみの減量化や資源化の推進による循環型社会*の形成を進めています。

市民、事業者、市がそれぞれの責任と役割を分担し、環境への負荷の少ない循環型社会*を形成するために、ごみの発生抑制と適正処理について現状と課題を整理し、取り組むべき施策を示します。

施策	14.ごみの発生・排出抑制の推進
	15.再使用・再生利用とルールへの遵守

※新最終処分場（環境の杜おがわ）

場所：松任石川環境クリーンセンター北側

敷地面積：約 5ha

使用開始：平成 30 年 5 月



基本方針 6

参加と協働で計画を進める

平成17年2月に施行された「白山市環境基本条例」の基本理念では、市民と事業者、市がそれぞれの責任を認識し、公平な役割分担のもとで、自主的・積極的に、または互いに連携協力して推進することを掲げています。

また、平成23年4月に施行された「白山市自治基本条例」では、市民参加による活力に満ちた地域社会の実現を目的としています。

市民の日常生活と事業者の社会経済活動に伴う環境への負荷を減らしていくために、市民、事業者、市それぞれが環境について学び、協働*して取り組む施策を示します。

施策	16.環境教育・環境学習の推進
	17.市民・事業者・市の協働



「県3R促進ポスターコンクール」応募作品

3.基本計画の体系

〽 これからも住みよい白山市とするために、 今できること	基本方針	施策
	基本方針1 本市の豊かな自然を守り育てる	1.手取川水系と手取川扇状地の保全 2.白山国立公園と多様な自然環境の保全と保護 3.生物多様性と鳥獣の適正な保護管理の推進 4.ジオパークを活用した自然とのふれあいの場の充実 5.白山の恵みによる地産地消の推進
	基本方針2 快適で住みよい生活環境を実現する	6.大気環境の保全 7.騒音・振動の防止 8.悪臭の防止と化学物質の適正な管理 9.景観・公園緑地の保全と創造
	基本方針3 地球温暖化問題に地域で取り組む (ゼロカーボンシティを目指して)	10.脱炭素社会への取組 11.森林の保全と整備
	基本方針4 再生可能エネルギーの利用を進める (エネルギーの脱炭素化を目指して)	12.再生可能エネルギーの導入の推進 13.新たな再生可能エネルギーの調査・研究
	基本方針5 環境への負荷の少ない循環都市を創る	14.ごみの発生・排出抑制の推進 15.再使用・再生利用とルールへの遵守
	基本方針6 参加と協働で計画を進める	16.環境教育・環境学習の推進 17.市民・事業者・市の協働

具体的な施策

1. 手取川水系と加賀沿岸域の環境基準点で、生活環境の保全に関する環境基準の達成
 2. 手取川扇状地域の地下水位について、現状の水位の維持
 3. 手取川扇状地域の良好な水質の維持
 4. 清掃活動の参加者数の増加
 5. 水源かん養機能*の保全のための森林整備
-
1. 自然環境を保全・保護していくために、利用者のマナーやルール*の普及・啓発及び白山が活火山であることの周知・啓発
 2. 里山*の保全を図り、希少野生動植物*を含めた多様な生物が生息できる豊かな自然環境の創造
-
1. 本市に生息・生育する希少野生動植物*の調査を行い、保護・保全についての普及・啓発
 2. 野生鳥獣*の生息環境の保全と地域の生物多様性*の保護管理
 3. 有害鳥獣*による農林業被害の軽減
-
1. 水辺の散歩道や親水性のある海岸保全施設などの充実
 2. 自然とふれあえる市民講座やイベントの開催
 3. 大地と水の循環について学べる白山手取川ジオパークの魅力の発信
-
1. 地元農林水産物の生産体制の充実
 2. 地元農林水産物の使用促進
 3. 地元農林水産物の販路の拡充
-
1. 大気汚染に係る環境基準の適合
 2. 予報などが発令された場合の迅速な周知
-
1. 交通騒音について、環境基準*への適合
 2. 騒音・振動に関する苦情が発生した際の迅速な対応
-
1. ダイオキシン類*について、環境基準*の適合維持
 2. 悪臭と化学物質*に関する苦情が発生した際の迅速な対応
-
1. 都市公園*などの緑地の整備と市街化区域内の緑地の拡大
 2. 本市の豊かな自然と歴史・伝統・文化を感じる景観の保全・創出
 3. 計画的な土地利用を進め、良好な景観の保全
 4. 空き家の増加抑制や適正管理を誘導し、景観の保全
-
1. **新**脱炭素ライフスタイルへの変換
 2. **新**地域特性に応じたデジタル技術の活用
 3. **新**脱炭素化に向けたインフラの整備
 4. **新**産業分野の技術力を生かした温室効果ガス*の排出量の削減
-
1. 二酸化炭素*の吸収源としての森林整備
-
1. **新**地域の豊かな自然を生かした再生可能エネルギー*の利用促進
 2. **新**エネルギーの地産地消*の促進
-
1. **新**新技術を活用した再生可能エネルギー*の利用促進
-
1. 家庭系ごみの削減
 2. 事業系ごみの削減
 3. ごみの排出抑制のための意識向上
-
1. ごみリサイクル率の増加
 2. 不法投棄や不適正な処理の防止
-
1. 地域の環境と地球環境を守ることの大切さを学べる機会の充実
 2. 環境学習イベントの参加者数の増加
 3. 白山手取川ジオパークの大地と水の循環について学ぶ講座の参加者数の増加
-
1. 環境保全活動に取り組む市民と事業者などの登録数の増加
 2. 市民、事業者、市が協働*・連携して取り組む環境保全活動の機会の創出
 3. 環境保全活動を率先して実践できる人材の増加
 4. 市民、事業者が利用しやすいホームページを活用した環境情報の共有化

4.基本計画の目標指標

施策	目標指標	策定時現況値 (平成 26 年度)
1.手取川水系と手取川扇状地の保全	手取川水系の生活環境の保全に関する環境基準* (5 項目)	4 項目適合 (平成 25 年度)
	加賀沿岸域の生活環境の保全に関する環境基準* (5 項目)	5 項目適合 (平成 25 年度)
	手取川扇状域の地下水位の変動(4 地点)	横ばいまたは上昇傾向 (平成 21~25 年度平均値)
2.白山国立公園と多様な自然環境の保全と保護	外来植物除去活動の開催数	4 回/年
3.生物多様性と鳥獣の適正な保護管理の推進	農林業被害額	2,655 千円
	有害鳥獣(イノシシ)の捕獲数	108 頭
4.ジオパークを活用した自然とのふれあいの場の充実	ホタル生息確認数(ゲンジボタル、ヘイケボタル)	2,194 匹
	新白山手取川ジオパーク認定ジオガイド数	—
5.白山の恵みによる地産地消の推進	ブランド認証品目数	8 品目
	食材市(マルシェ ドウ ハクサン)の開催数	1 回/年
6.大気環境の保全	大気汚染に係る環境基準(5 物質)	3 物質適合 (観測物質 4 項目中) (平成 25 年度)
7.騒音・振動の防止	自動車交通騒音環境基準(昼夜)の適合率	県適合率未滿 (県: 96.4 %>市: 94.3 %) (平成 25 年度)
8.悪臭の防止と化学物質*の適正な管理	ダイオキシン類に係る環境基準(5 調査媒体)	5 調査媒体適合 (平成 25 年度)
9.景観・公園緑地の保全と創造	市民 1 人当たりの都市公園*の敷地面積	10.6 m ² /人
	まちづくり協定*の締結地区数	6 地区
10.脱炭素社会への取組	市内における二酸化炭素*の排出量(推計)	1,168 千 t/年 (平成 24 年度)
	公用車の電気自動車購入台数	0 台
	電気自動車用充電設備の設置数	20 か所
	コミュニティバス*利用者数	131,777 人/年
	新脱炭素先行地域*の設定	新規
11.森林の保全と整備	森林経営計画*の認定面積	3,172 ha
	新森林経営管理制度*による森林整備面積	新規
	新市産材の搬出量	8,127 m ³ /年 (平成 27 年度)

見直し時現況値 (令和2年度)	後期目標値 (令和8年度)	担当課	備考
4項目適合	5項目適合	環境課	水素イオン濃度*、生物化学的酸素要求量*、浮遊物質量*、溶存酸素量*、大腸菌郡数*
4項目適合	5項目適合	環境課	水素イオン濃度*、化学的酸素要求量*、溶存酸素量*、大腸菌郡数*、n-ヘキサン抽出物質(油分等)*
ほぼ横ばい	横ばい又は上昇	環境課	千代野、末広、井関、安吉 (過去5年間の平均値)
4回/年	4回/年	環境課	
7,433千円	5,000千円 (令和5年度)	森林対策課	白山野々市鳥獣被害防止計画(令和2年度)より
161頭	500頭 (令和5年度)	森林対策課	白山野々市鳥獣被害防止計画(令和2年度)より
1,113匹 (令和元年度)	3,000匹	環境課	第2次白山市総合計画後期基本計画(令和4年3月)より
5人	30人	ジオパーク・エコパーク推進課	第2次白山市総合計画後期基本計画(令和4年3月)より
10品目	15品目	地産地消課	第3次白山市地産地消推進計画(令和2年3月)より
0回/年 (コロナ禍で中止)	2回/年	地産地消課	第3次白山市地産地消推進計画(令和2年3月)より
5項目適合	5項目適合	環境課	二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素(H29～)、浮遊粒子状物質*、微小粒子状物質*
県適合率と同じ (県:97.3%=市:97.3%) (令和元年度)	県適合率以上	環境課	
5調査媒体適合	5調査媒体適合	環境課	大気、水質、底質、地下水*、土壌
11.8㎡/人	11.9㎡/人	公園緑地課	第2次白山市総合計画後期基本計画(令和4年3月)より
7地区	8地区	都市計画課	
1,213千t/年 (平成29年度)	1,026千t/年 (令和5年度)	環境課	第2次白山市地域温暖化対策地域推進計画(令和3年3月)より
2台	10台	環境課、車両管理室	累計数
29か所	40か所	環境課	累計数
130,662人/年	218,000人/年	交通対策課	第2次白山市総合計画後期基本計画(令和4年3月)より
0か所	1か所	環境課	
6,479ha	7,100ha	森林対策課	直近5年度認定面積の合計
2.3ha	20.0ha	森林対策課	
11,170㎡/年	11,600㎡/年	森林対策課	第2次白山市総合計画後期基本計画(令和4年3月)より

施 策	目 標 指 標	策定時現況値 (平成 26 年度)
12.再生可能エネルギーの導入の推進	新 自立・分散型エネルギー設備設置事業費補助金の累計補助件数	—
	木質バイオマスストーブ*の累計補助件数	(平成 27 年度開始)
	公共施設への再生可能エネルギー設備の設置件数	23 件
	新 白山市の特性を生かした再生可能エネルギーの導入件数(中小水力、雪氷熱、バイオマス利用施設)	—
13.新たな再生可能エネルギーの調査・研究	再生可能エネルギー*の調査団体数	2 団体
14.ごみの発生・排出抑制の推進	家庭系ごみの 1 人 1 日当たりの排出量	548 g/人・日 (平成 25 年度)
	事業系ごみの総排出量	13,496 t/年 (平成 25 年度)
	新 家庭用生ごみ処理機の設置累計補助件数	—
15.再使用・再生利用とルールへの遵守	ごみリサイクル率	15.8 % (平成 25 年度)
16.環境教育・環境学習の推進	環境出前講座の累計開催数	18 回
	ホテル生息調査の参加者数	3,242 人/年
	ジオパーク*各種講座の参加者数	1,587 人/年
17.市民・事業者・市の協働	市が開催する環境清掃活動数	4 回/年
	新 環境美化ボランティアの活動回数	—

見直し時現況値 (令和2年度)	後期目標値 (令和8年度)	担当課	備考
(令和3年度開始)	900件	環境課	令和3年度からの累計数
58件	118件	環境課	累計数
31件	33件以上	環境課	累計数
3件	8件	環境課	累計数
2団体	5団体	環境課	累計数
572 g/人・日	486 g/人・日	環境課	白山市一般廃棄物処理基本計画(令和2年3月)より
12,625 t/年	12,200 t/年	環境課	白山市一般廃棄物処理基本計画(令和2年3月)より
(令和3年度開始)	600件	環境課	令和3年度からの累計数
18.0%	20.6%	環境課	白山市一般廃棄物処理基本計画(令和2年3月)より
31回	61回	環境課	平成23年度からの累計数
3,135人/年 (令和元年度)	3,300人/年	環境課	
740人/年	2,000人/年	ジオパーク・エコパーク推進課	
2回/年	4回/年	環境課	
125回/年	150回/年	環境課、土木課	

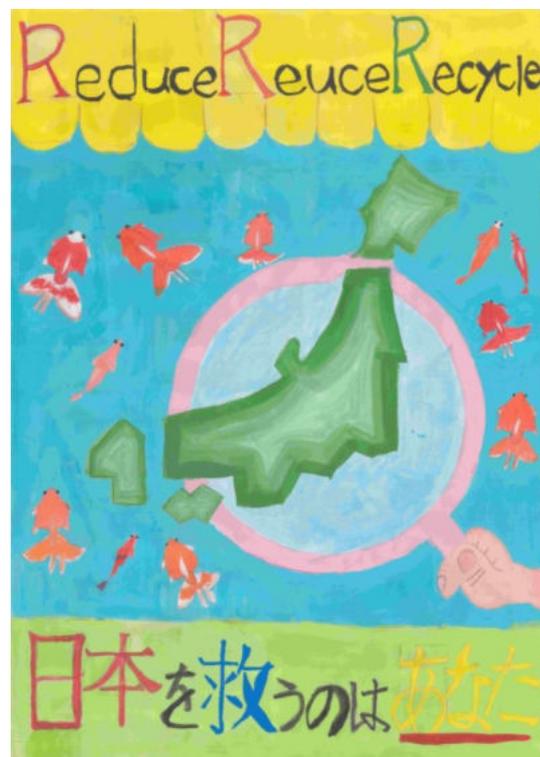


手取川扇状地から望む白山



第3章 計画の具体的な取組

- 1.本市の豊かな自然を守り育てる
- 2.快適で住みよい生活環境を実現する
- 3.地球温暖化問題に地域で取り組む
- 4.再生可能エネルギーの利用を進める
- 5.環境への負荷の少ない循環都市を創る
- 6.参加と協働で計画を進める



「県 3R 促進ポスターコンクール」
応募作品

1.本市の豊かな自然を守り育てる

基本方針 1	本市の豊かな自然を守り育てる
施策 1	手取川水系と手取川扇状地の保全



【現状と課題】

白山の豊かな森林は、水源かん養機能*を有しており、手取川水系の表流水*と手取川扇状地の地下水*は、生活用水をはじめ、農業用水、工業用水など多岐にわたって利用されています。

令和2年度の調査では、生活環境の保全に関する環境基準(5項目)のうち、手取川水系の環境基準点では大腸菌群数*が4地点で、加賀沿岸海域では水素イオン濃度*が1地点で基準に達成しませんでした。

また、地下水位は各測定地において変動はあるものの横ばいで推移しており、市内の河川水は概ね良好な状態が維持されています。

しかしながら、手入れ不足の森林の増加や水源かん養機能*の低下が懸念されているため、今後も、水質や地下水位の状況把握に努めるとともに、安全で安定した水環境の保全*が必要です。

資料編 P.25～32 参照

図表-3.1 河川水の水質調査結果(令和2年度)



白山市環境課より

【具体的な施策】

	内 容	担当課
1	手取川水系と加賀沿岸域の環境基準点で、生活環境の保全に関する環境基準の達成	環境課
2	手取川扇状地域の地下水位について、現状の水位の維持	環境課 土木課
3	手取川扇状地域の良好な水質の維持	環境課 企業総務課 農業振興課
4	清掃活動の参加者数の増加	環境課 土木課
5	水源かん養機能*の保全のための森林整備	森林対策課

【取 組】

	項 目	市 民	事業者	市
1	事業活動に伴い発生する排水の適正処理の推進		○	
	水質汚濁の防止、水質の改善活動への意識啓発			○
	河川、工場排水、地下水*の水質検査の実施			○(県)
	工場・事業所に対する排水対策の指導			○(県)
	公害防止協定*を締結した工場・事業所の排水検査の実施			○
2	雨水の地下浸透の推進	○	○	○
	関係機関、近隣市町と連携した節水、水の再利用、地下水*の適正使用の推進	○	○	○(国、県、市町)
	工場・事業所に対する地下水*の適正使用の監視・指導の実施			○
	白山市地下水保全に関する条例に基づく指導・規制の実施			○
3	川や海などへのポイ捨て禁止の遵守	○	○	
	調理くずや廃食油を流さないなど生活排水対策の実施	○	○	
	公共下水道への接続(水洗化)、合併処理浄化槽*の普及の推進	○	○	○
	手取川扇状地域における適正な砂利採取の実施		○	
	農業集落排水*の適正な管理の推進			○
	手取川上流域の森林の整備・保全の推進			○(国、県)
4	ごみのポイ捨て、不法投棄防止の看板設置や監視の推進			○
	関係機関、近隣市町と連携した河川、水路、海岸などの清掃の実施と参加・協力	○	○	○(国、県、市町)
5	水源地である山間部の植栽活動の実施と参加・協力	○	○	○
	森林の水源かん養機能*や土砂流出防備などの機能の保全			○(国・県)

【目標指標】

指 標	策定時現況値 (平成 26 年度)	見直し時現況値 (令和 2 年度)	後期目標値 (令和 8 年度)
手取川水系の生活環境の保全に関する環境基準(5 項目)	4 項目適合 (平成 25 年度)	4 項目適合	5 項目適合
加賀沿岸域の生活環境の保全に関する環境基準(5 項目)	5 項目適合 (平成 25 年度)	4 項目適合	5 項目適合
手取川扇状域の地下水位の変動(4 地点)	横ばいまたは上昇傾向 (平成 21~25 年度平均値)	ほぼ横ばい	横ばい又は上昇

基本方針 1	本市の豊かな自然を守り育てる
施策 2	白山国立公園と多様な自然環境の保全と保護



【現状と課題】

白山は、貴重で多様な自然環境を有していることから、白山国立自然公園に指定されています。また、昭和 55 年にユネスコエコパーク*に登録され、平成 28 年 3 月には生物圏保存地域世界ネットワーク定款*に基づき、従来からの「革新地域」及び「緩衝地域」に加え、新たに地域社会と経済の発展が図られる「移行地域」を設定する拡張登録が承認されています。この白山ユネスコエコパークでは、本市を含む 4 県 7 市村が連携し、「白山の自然を守り、活かす」取り組みを推進しています。

このような中、本来の白山には生育していない植物(外来種*)の影響により、在来植物との雑種の形成がみられるなど、白山の生態系*への影響が懸念されています。

また、白山は「火災防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として、全国 47 火山の一つとなっており、平成 27 年度には「白山火山防災計画」が策定されるなど、関係機関と連携した火山防災対策の充実、強化に取り組んでいます。

今後も、希少野生動植物*の生息・生育環境を保全・保護するとともに、地域住民や登山者などへの火山防災対策を含めた取り組みが必要です。

資料編 P.22,37 参照

図表-3.2 保護を要する主な植物群落(本市分)

No	名称	No	名称
1	金剣宮のウラジロガシ林	2	白山蛇谷のクロベ-ヒメコマツ林
3	佐野神社のケヤキ林	4	チブリ尾根のサワグルミ林
5	大杉谷国有林のブナ林	6	チブリ尾根のブナ林
7	丸石谷のスギを含むブナ林	8	白山のオオシラビソ林
9	竹松砂丘のハマナス群落	10	白山のハイマツ低木林
11	南龍ヶ馬場の湿地植生	12	南龍ヶ馬場のハクサンコザクラ群落
13	大嵐谷のミズバショウ	14	根蔵谷のミズバショウ
15	取立平のミズバショウ	16	目附谷の自然植生
17	千丈平、清水谷のブナ林	18	白山山頂部の風衝地植生
19	チブリ登山道のトチノキ林		

いしかわレッドデータブック 2020 (植物編) (別冊保護を要する植物群落) (石川県、令和 2 年 3 月)より作成

【具体的な施策】

	内 容	担当課
1	自然環境を保全・保護していくために、利用者のマナーやルール*の普及・啓発及び白山が活火山であることの周知啓発	環境課 危機管理課
2	里山*の保全を図り、希少野生動植物*を含めた多様な生物が生息できる豊かな自然環境の創造	環境課 ジオパーク・エコパーク推進課

【取 組】

	項 目	市 民	事業者	市
1	ルール*やマナー、自然保護について学ぶ自然環境講座の開催と参加・協力	○	○	○
	地域住民や登山者などに対する火山防災の啓発	○	○	○
	観光チャンネルなどを活用した各種団体が催行する環境イベントの情報発信			○
	サブレンジャー事業によるパトロール・マナー啓発の強化			○(国)
2	地域や民間団体などによる森林・里山保全活動の推進	○	○	○
	外来植物の除去活動の実施と参加・協力	○	○	○(国、県)
	森林・里山保全活動への参加・協力	○	○	
	関係法令を遵守し、自然環境に配慮した開発の実施		○	
	白山国立公園の自然学習・自然体験の場としての活用の促進			○(国、県)
	白山ユネスコエコパークの普及・啓発			○
	関係機関と連携した白山国立公園の健全な利活用に向けての整備事業の推進			○

【目標指標】

指 標	策定時現況値 (平成 26 年度)	見直し時現況値 (令和 2 年度)	後期目標値 (令和 8 年度)
外来植物除去活動の開催数	4 回/年	4 回/年	4 回/年



ハクサンコザクラ群落
(提供：石川県白山自然保護センター)

基本方針 1	本市の豊かな自然を守り育てる
施策 3	生物多様性と鳥獣の適正な保護管理の推進



【現状と課題】

白山ろく地域は、自然度の高い植生が多く残されており、多様な植生に対応した動物が数多く生息しています。国土の生物多様性保全の観点から重要な里地里山として、木滑地区と白峰地区が、平成 27 年 12 月に国の「生物多様性保全上重要な里地里山*（重要里地里山）」として選定されました。

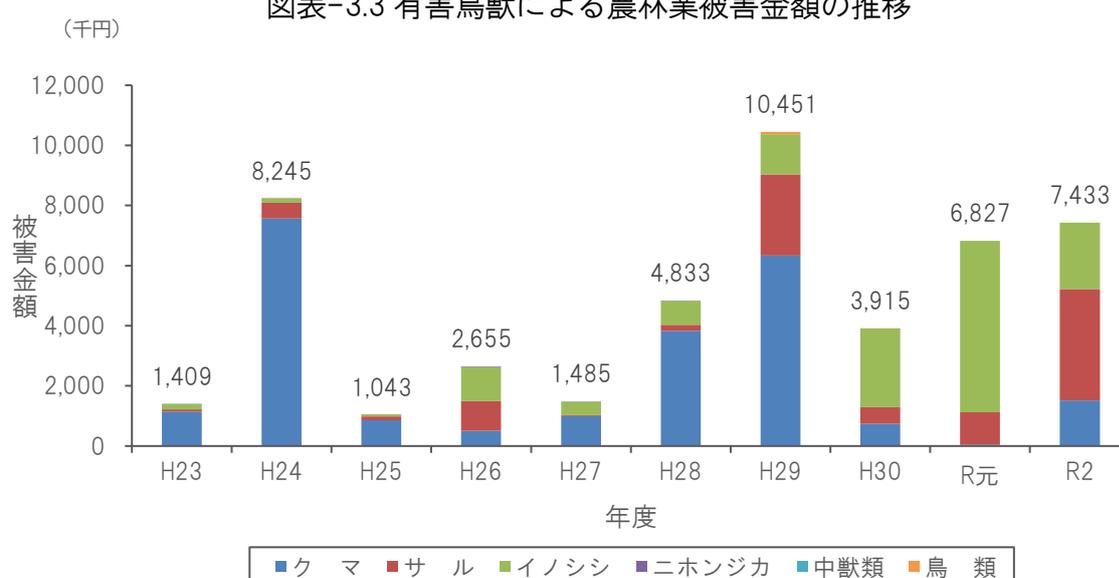
しかし、本市に生育・生息する動物のうち、「いしかわレッドデータブック*2020（動物編）」では 90 種の動物が、「絶滅のおそれのある種」として指定されています。

また、近年では、里山*の管理不足などにより生息環境の悪化が明らかになっているほか、有害鳥獣*による農林業被害も深刻なものとなっており、それらの対策も求められています。

このような自然環境の中、地元猟友会の協力による有害鳥獣*の計画的な捕獲や防護柵の設置など、鳥獣の適正な保護管理を推進するとともに、動植物の生息環境の保全を図り、更に、捕獲された有害鳥獣*を活用したジビエ*料理の普及啓発を図る必要があります。

資料編 P.38,39 参照

図表-3.3 有害鳥獣による農林業被害金額の推移



※中獣類：アナグマ、ハクビシン、タヌキ、
鳥類：カラス、カモ、サギ類、ムクドリ、ハト

白山市森林対策課より

【具体的な施策】

	内 容	担当課
1	本市に生息・生育する希少野生動植物*の調査を行い、保護・保全についての普及・啓発	環境課
2	野生鳥獣*の生息環境の保全と地域の生物多様性*の保護管理	環境課
3	有害鳥獣*による農林業被害の軽減	森林対策課

【取 組】

	項 目	市 民	事業者	市
1	ルール*やマナー、自然保護について学ぶ自然環境講座の開催と参加・協力	○	○	○
	関係機関と連携したイヌワシなど希少野生動植物*の調査・保護活動の実施と参加・協力	○	○	○
	野生生物の生息状況に関する情報交換の推進	○	○	○
	自然保護に取り組む団体の活動への参加・協力	○	○	
	自然保護に取り組む団体の活動支援の実施			○
2	トミヨが生息する安産川下流域の湧水とそれを取り巻く生態系*の保存・回復の推進	○	○	○
	関係法令を遵守し、自然環境に配慮した開発の実施		○	○
	ペットの糞の放置、飼育動物(外来種*を含む)の放逐、野生動物への餌付け禁止の啓発			○
3	地元猟友会と協力した計画的な捕獲の実施	○	○	○
	研修会や集落勉強会などによる有害鳥獣被害対策の知識の向上	○	○	○
	新 ジビエ料理等の情報発信		○	○

【目標指標】

指 標	策定時現況値 (平成 26 年度)	見直し時現況値 (令和 2 年度)	後期目標値 (令和 8 年度)
農林業被害額	2,655 千円	7,433 千円	5,000 千円
有害鳥獣*(イノシシ)の捕獲数	108 頭	161 頭	500 頭



ライチョウ(国指定特別天然記念物)
(提供：石川県白山自然保護センター)

基本方針 1	本市の豊かな自然を守り育てる
施策 4	ジオパークを活用した自然とのふれあいの場の充実



【現状と課題】

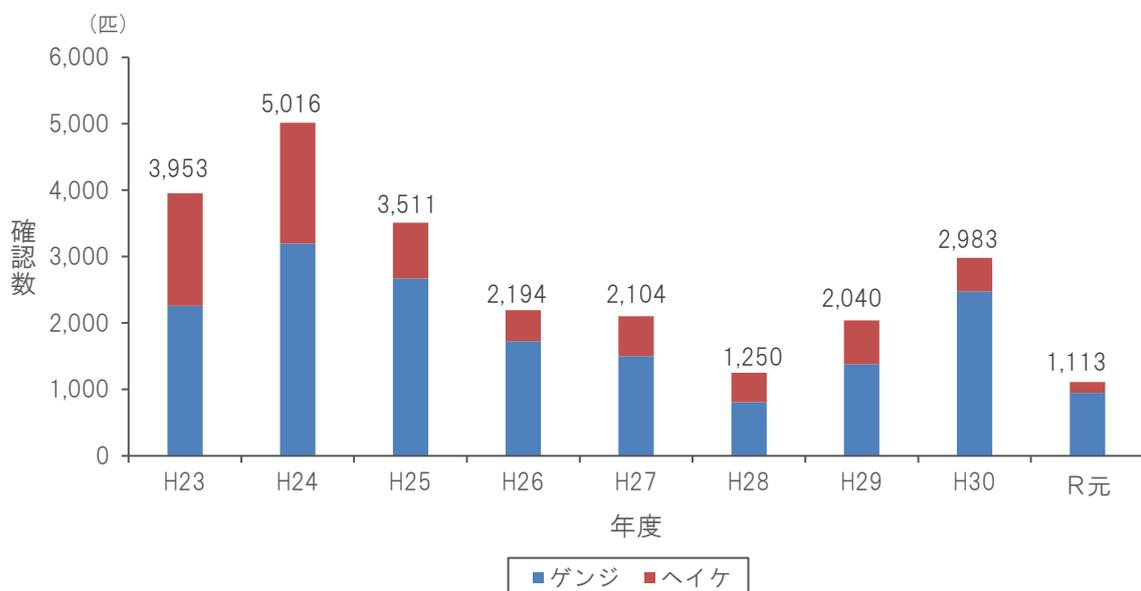
本市には、手軽に自然とふれあえる場所として多くの自然体験施設があり、白山手取川ジオパークの魅力を発信するための市民講座やジオツアーの開催、「いしかわ自然学校*」と連携した自然とふれあうイベントやプログラムを開催しています。

また、自然環境や自然保護についての認識を高めることを目的に、学童の体験活動としてイワナやアユ、ゴリなどの放流事業、小・中学生を対象にした野外教育推進事業のキャンプや白山まるごと体験会、ホタル生息調査を実施しています。

今後も、自然とふれあえる市民参加型のイベントの充実や農林業体験の支援を行い、ジオパーク*を活用したふれあいの場と機会の充実を図る必要があります。

資料編 P.40～44 参照

図表-3.4 白山市のホタル確認数の推移



白山市環境課より

【具体的な施策】

	内 容	担当課
1	水辺の散歩道や親水性のある海岸保全施設などの充実	公園緑地課
2	自然とふれあえる市民講座やイベントの開催	環境課 水産振興課
3	大地と水の循環について学べる白山手取川ジオパークの魅力の発信	ジオパーク・エコパーク推進課

【取 組】

	項 目	市 民	事業者	市
1	良好な水辺景観、親水空間*の保全と創出の推進			○
	関係機関と連携した多自然型の河川護岸*や道路の整備の推進			○
	海岸線の良好な景観を維持するための適正な海岸保全施設の整備の推進			○
2	ホタル生息調査や自然観察会などのイベントの開催と参加・協力	○	○	○
	イワナやアユ、ゴリの放流事業の実施と参加・協力	○	○	○
	水辺環境などの維持管理活動の支援と参加・協力	○	○	○
3	白山手取川ジオパークの普及・啓発		○	○
	地域の魅力を活用するイベントや白山手取川ジオパークの活動支援			○

【目標指標】

指 標	策定時現況値 (平成 26 年度)	見直し時現況値 (令和 2 年度)	後期目標値 (令和 8 年度)
ホタル生息確認数(ゲンジボタル、ヘイケボタル)	2,194 匹	1,113 匹 (令和元年度)	3,000 匹
新 白山手取川ジオパーク認定ジオガイド数	—	5 人	30 人



イワナ放流体験の様子

基本方針 1	本市の豊かな自然を守り育てる
施策 5	白山の恵みによる地産地消の推進

(12)生産・消費

(9)イノベーション



【現状と課題】

地域で生産されたものを地域で消費する「地産地消*」は、地元の旬の食材を食べることによる地域住民の健康増進や地域経済の活性化、伝統的食文化の継承に効果があるほか、フード・マイレージ*の観点からも環境にやさしいなどの利点があります。

本市では、白山から日本海までの豊かな自然の中で様々な農林水産物が生産されており、この豊かな農林水産物の消費拡大や流通促進につなげるため、安全・安心で良質な市内農林水産物のブランド化を進めています。

今後は、生産者と事業者が連携した市主催の食材市(マルシェ ドウ ハクサン)や直売所など、消費者のニーズに対応した販売経路を充実させ、地域や関係機関と協力・連携した持続可能な地産地消*の仕組みづくりを推進し、地域の活性化につなげていくことが必要です。

資料編 P.45 参照

図表-3.5 白山市農林水産物ブランド(令和元年 12 月末)



第3次白山市地産地消計画(白山市、令和2年3月)より

【具体的な施策】

	内 容	担当課
1	地元農林水産物の生産体制の充実	農業振興課 水産振興課
2	地元農林水産物の使用促進	地産地消課 学校教育課
3	地元農林水産物の販路の拡充	地産地消課

【取 組】

	項 目	市 民	事業者	市
1	地域特産作物*の生産振興の推進		○	○
	研修制度の充実など新規就農者*の増加に向けた取り組みへの支援			○(県)
2	学校給食への地元産食材の使用の推進		○	○
	地元農林水産物を活用した新たな加工品の開発と商品化の検討		○	○
3	食材市(マルシェ ドウ ハクサン)や直売所の利用	○	○	
	直売所の設置支援や出荷農家数の増加促進		○	○

【目標指標】

指 標	策定時現況値 (平成 26 年度)	見直し時現況値 (令和 2 年度)	後期目標値 (令和 8 年度)
ブランド認証品目数	8 品目	10 品目	15 品目
食材市(マルシェ ドウ ハクサン)の開催数	1 回/年	0 回/年 (コロナ禍で中止)	2 回/年



「マルシェ・ドウ・ハクサン」の開催風景



2. 快適で住みよい生活環境を実現する

基本方針 2	快適で住みよい生活環境を実現する
施策 6	大気環境の保全



【現状と課題】

私たちの日常生活と社会経済活動は、大量の資源やエネルギーの消費によって支えられており、化石燃料の消費に伴って排出される硫黄酸化物(SO_x)*や窒素酸化物(NO_x)*などは、人の健康や生態系*に影響を及ぼす大気汚染の原因となっています。

本市の大気に係る環境は概ね環境基準*を満たしており、良好な状態と言えます。一方、国外から飛来する微小粒子状物質(PM2.5)*などの人体への影響が懸念されており、本県では、PM2.5の濃度が1日平均値で70(μg/m³)を超えると予測される日に「PM2.5に関する注意喚起情報」を発表し、注意喚起情報が発令された場合、本市では防災無線やメール配信サービスなどにより市民に周知することとしています。

良好な大気環境を保全するための取り組みを積極的に推進し、監視・広報体制を継続していくことが必要です。

資料編 P.47～53 参照

図表-3.6 大気汚染に係る環境基準の達成状況の推移

項目	測定局	平成 23 年度 ～24 年度	25 年度	26 年度 ～28 年度	29 年度～ 令和元年度	備考
二酸化硫黄(SO ₂)	松 任	○	○	○	○	長期的評価
二酸化窒素(NO ₂)	山 島	○	○	○	○	長期的評価
	松 任	○	○	○	○	
一酸化炭素 (CO)	松 任	—	—	—	○	長期的評価
浮遊粒子状物質 (SPM)	山 島	○	○	○	○	長期的評価
	松 任	○	○	○	○	
	美 川	○	○	○	○	
微小粒子状物質 (PM2.5)	松 任	○	●	○	○	長期的評価

○：達成 ●：非達成

環境大気調査報告書(石川県、各年度)より作成

【具体的な施策】

	内 容	担当課
1	大気汚染に係る環境基準の適合	環境課
2	予報などが発令された場合の迅速な周知	環境課

【取 組】

	項 目	市 民	事業者	市
1	マイカーから徒歩や公共交通機関などへの転換による大気環境の保全・改善の推進	○	○	○
	次世代自動車の購入の推進	○	○	○
	エコドライブ*による大気汚染物質の削減	○	○	○
	敷地内の緑化や草花の育成管理の推進	○	○	○
	不法なごみの野外焼却(野焼き*)禁止の遵守	○	○	
	ばい煙発生施設、粉じん発生施設などの適正管理の実施		○	
	事業活動に伴う排出ガスの把握と排出基準の遵守		○	
	街路樹や公園緑地の整備による大気浄化の推進			○
	関係機関と連携したアスベスト問題に関する情報の周知徹底			○
	吹き付けアスベスト*の飛散防止など解体工事の適正な指導			○
2	焼却施設の設置者に対する基準適合への指導の強化			○
	関係機関と連携したごみの野外焼却(野焼き*)禁止の啓発			○
	大気汚染の常時監視や測定体制の充実			○(県)
	微小粒子状物質(PM2.5)*の常時監視や測定体制の充実			○(県)

【目標指標】

指 標	策定時現況値 (平成 26 年度)	見直し時現況値 (令和 2 年度)	後期目標値 (令和 8 年度)
大気汚染に係る環境基準 (5 物質)	3 物質適合 (測定物質 4 項目中) (平成 25 年度)	5 物質適合	5 物質適合



PM2.5 測定器(県松任測定局)

基本方針 2	快適で住みよい生活環境を実現する
施策 7	騒音・振動の防止



【現状と課題】

騒音・振動は、人の感覚に悪影響を及ぼす要因の一つです。近年では、工場・事業所、建設作業現場などからだけでなく、商店や飲食店、近接する家庭からの生活騒音なども問題となっています。

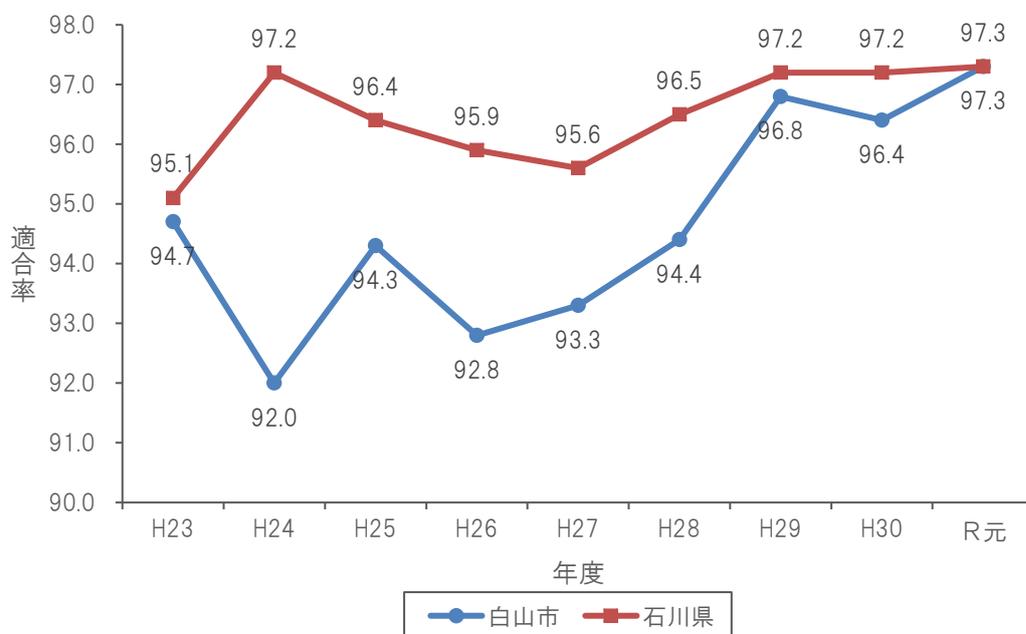
「自動車交通騒音調査報告書(石川県)」によると、本市の自動車交通騒音環境基準適合率は上昇傾向にあるものの、石川県全体と比較すると適合率は同じか低い状況です。

また、北陸新幹線の沿線において、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」が示され、生活環境を保全し、人の健康を保護していくことが求められています。

これからも、新たな市街地の拡大や用途地域の指定・変更に対応して、騒音・振動の規制にかかる区域指定を行うとともに、騒音・振動の改善のための監視や指導を強化するなど、人々が安心して生活できる環境を確保することが必要です。

資料編 P.54～57 参照

図表-3.7 自動車交通騒音環境基準(昼夜)の適合率の推移



※適合率：当該地域内のすべての住居などのうち、環境基準を達成した戸数の割合

各年度自動車交通騒音調査報告書(石川県)より作成

【具体的な施策】

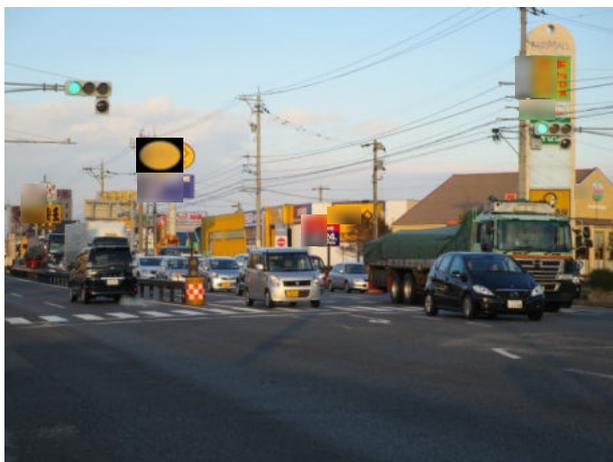
内 容		担当課
1	交通騒音について、環境基準*への適合	環境課 土木課
2	騒音・振動に関する苦情が発生した際の迅速な対応	環境課

【取 組】

項 目		市 民	事業者	市
1	エコドライブ*による自動車交通騒音の抑制	○	○	○
	騒音・振動指定区域図などの周知による騒音・振動対策の指導・啓発の実施			○
	関係機関と連携した低騒音型の舗装改良など沿道環境の整備の推進			○
	関係機関と連携した道路交通や新幹線鉄道、航空機の騒音測定、振動測定の実施			○(県)
2	生活騒音や営業騒音への配慮	○	○	
	遮音壁など防音施設の設置の推進		○	
	騒音・振動の法令遵守と抑制対策の徹底		○	
	生活騒音や営業騒音の防止・抑制のための指導・啓発			○
	公共事業における騒音・振動の発生防止の指導			○

【目標指標】

指 標	策定時現況値 (平成 26 年度)	見直し時現況値 (令和 2 年度)	後期目標値 (令和 8 年度)
自動車交通騒音環境基準(昼夜)の適合率	県適合率未滿 (県：96.4%>市：94.3%) (平成 25 年度)	県適合率と同じ (県：97.3%=市：97.3%) (令和元年度)	県適合率以上



交通状況(国道 8 号)

基本方針 2	快適で住みよい生活環境を実現する
施策 8	悪臭の防止と化学物質の適正な管理

(⑪都市) (⑫生産・消費) (⑧成長・雇用)



【現状と課題】

悪臭は、人の感覚を刺激して不快感として受け止められる感覚公害の一つであり、工場・事業所の活動によるもののほか、一般家庭におけるし尿浄化槽の管理不足などが原因に挙げられます。

化学物質*を原材料としたものには、プラスチック、合成繊維、医薬品、農薬、洗剤、塗料などがあり、豊かで便利な私たちの生活を支えています。しかし、適正な管理を怠ると、化学物質*に含まれる有害な物質が排出され、人の健康や生態系*に影響を及ぼす可能性があります。

今後も、悪臭の防止と化学物質*の適正な管理のための取り組みを積極的に推進し、監視・広報体制を継続していくことが必要です。

資料編 P.58 参照

図表-3.8 ダイオキシン類環境調査の結果(令和元年度)

調査媒体	測定局名など	調査結果		環境基準	単 位	
		m/n	最大値			
大 気	一般環境	松任測定局	0/2	0.0095	0.6 以下	pg-TEQ/m ³
	発生源周辺	宮保地区処理場	0/2	0.0082		
水 質	手取川	美川大橋	0/1	0.068	1.0 以下	pg-TEQ/L
		手取川ダム	0/1	0.068		
	倉部川	倉部大橋	0/1	0.092		
	加賀沿岸海域	白山市笠間沖	0/1	0.44		
底 質	手取川	美川大橋	0/1	0.21	150 以下	pg-TEQ/g
		手取川ダム	0/1	1.4		
	倉部川	倉部大橋	0/1	0.49		
	海 域	白山市笠間沖	0/1	0.13		
地下水		瀬木野町	0/1	0.025	1.0 以下	pg-TEQ/L
土 壌		末広	0/1	0.028	1,000 以下	pg-TEQ/g
		井口町	0/1	0.024		

m:環境基準に適合しない検体数 n:検体総数

令和元年度ダイオキシン類環境調査結果報告書(石川県)より作成

【具体的な施策】

内 容		担当課
1	ダイオキシン類*について、環境基準*の適合維持	環境課 企業総務課 農業振興課 (白山野々市広域事務組合)
2	悪臭と化学物質*に関する苦情が発生した際の迅速な対応	環境課 農業振興課

【取 組】

項 目		市 民	事業者	市
1	除草剤や化学肥料の適正な使用の推進	○	○	○
	事業活動における有害化学物質の使用の抑制		○	
	法令を遵守した適正な化学物質*の管理の徹底		○	
	石川県の計画に基づく適正な PCB 廃棄物*の処理の指導			○
	農薬や化学肥料の使用削減に向けた堆肥づくりの支援			○
2	近隣に迷惑な悪臭の発生防止	○	○	○
	有害化学物質に関する情報収集・提供と理解向上	○	○	○
	悪臭の元となる廃棄物の適正な保管と処理	○	○	
	悪臭防止法*に基づく事業者に対する悪臭の規制・指導			○
	市民・事業者に対する悪臭防止に関する啓発			○
	畜産農家に対する衛生管理の推進のための支援の実施			○

【目標指標】

指 標	策定時現況値 (平成 26 年度)	見直し時現況値 (令和 2 年度)	後期目標値 (令和 8 年度)
ダイオキシン類に係る環境基準 (5 調査媒体)	5 調査媒体適合 (平成 25 年度)	5 調査媒体適合	5 調査媒体適合



自動車から排出される排気ガス

基本方針 2	快適で住みよい生活環境を実現する
施策 9	景観・公園緑地の保全と創造

⑪都市

⑮陸上資源



【現状と課題】

本市では、白山ろくの奥深い森林を背景とした里山風景と手取川扇状地に広がる田園および集落景観、海岸部の砂丘とクロマツの保安林*からなる美しい自然景観に恵まれています。石川県が編纂した「いしかわの自然百景」に、31か所もの本市の景観が選定されており、その数は他の自治体に比べて最多となっています。

また、厳しい自然環境にある山村集落の歴史的風致を良く残していることから、白峰地区が、平成24年7月に国の「重要伝統的建造物群保存地区*」に選定されました。

一方、里山*と人々の生活との関わり希薄化などによる山林の荒廃や自然環境の悪化、人口の減少などによって集落内に空き家が増えるなど、今後、本市の美しく魅力的な景観が損なわれる恐れがあります。

このため、地域特性に応じた良好な景観の形成を図り、都市公園*などの整備と緑地の拡大や空き家対策などをおこなっていく必要があります。

資料編 P.59 参照

図表-3.9 本市における都市公園などの面積

種別	箇所	面積(m ²)	
		計	1人当たり
都市公園	33	1,271,500	11.8
市民公園	293	340,957	3.0
農村公園	5	9,877	0.1

(注)市全域1人当たり面積中、都市公園の11.8 m²は、都市計画区域人口で除して算出した。

(令和3年3月31日現在)

白山市公園緑地課、農業振興課より

重要伝統的建造物群保存地区(白峰地区)



【具体的な施策】

内 容		担当課
1	都市公園*などの緑地の整備と市街化区域内の緑地の拡大	公園緑地課
2	本市の豊かな自然と歴史・伝統・文化を感じる景観の保全・創出	都市計画課 文化財保護課
3	計画的な土地利用を進め、良好な景観の保全	都市計画課
4	空き家の増加抑制や適正管理を誘導し、景観の保全	定住支援課

【取 組】

項 目		市 民	事業者	市
1	都市公園*や緑地などの整備			○
2	歴史的文化的景観資源のまちづくり・地域づくりへの活用	○		○
	まちなみ景観形成の保全活動への支援と協力	○		○
	歴史的文化的景観資源の保全意識の啓発			○
	地区計画やまちづくり協定*など住民主体のルール*づくりの啓発			○
	景観法*に基づく景観重要建造物・景観重要樹木などの指定			○
	無電柱化によるまちなみ景観の向上			○
	景観づくりに寄与した個人や団体の表彰制度の創設			○
	景観情報の提供など広報活動の推進			○
3	自然環境の保全活動への協力	○	○	
	周辺景観との調和を図るなど秩序ある景観づくりへの協力	○	○	
	保存樹木、街路樹、公園などの維持管理への協力	○	○	
	里山*、農地保全などの施策と連携した山間地景観の保全			○
	秩序ある土地利用や宅地開発の誘導			○
4	空き家の所有者や市民に対する意識啓発・指導			○
	空き家の適正管理	○	○	

【目標指標】

指 標	策定時現況値 (平成 26 年度)	見直し時現況値 (令和 2 年度)	後期目標値 (令和 8 年度)
市民 1 人当たりの都市公園*の敷地面積	10.6 m ² /人	11.8 m ² /人	11.9 m ² /人
まちづくり協定*の締結地区数	6 地区	7 地区	8 地区

3.地球温暖化問題に地域で取り組む

基本方針 3	地球温暖化問題に地域で取り組む (ゼロカーボンシティを目指して)
施策 10	脱炭素社会への取組



【現状と課題】

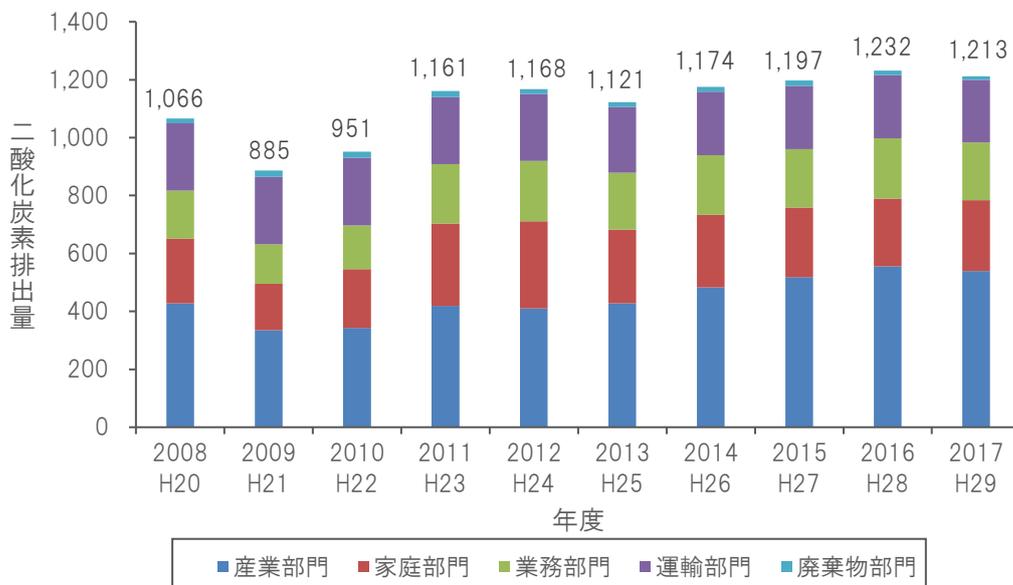
地球温暖化*の原因となっているのが、大気中の温室効果ガス*の増加です。

温室効果ガス排出量の削減には、二酸化炭素の排出削減に取り組む必要があります。

本市では、環境負荷低減に資する製品の調達やエネルギー効率の良いLED照明の導入などを推進しており、今後も、「白山市地球温暖化対策地域推進計画*」をふまえ、温室効果ガス*の排出削減に向けて、省エネルギーや省資源化に市民・事業者・行政等のあらゆる主体が率先し、また協働*した取り組みを推進し、再生可能エネルギー*の導入と合わせて、2050年のゼロカーボンシティ*を目指し、脱炭素社会の形成を推進する必要があります。

資料編 P.60 参照

図表-3.10 市内における部門別二酸化炭素排出量(推計)の推移



第2期白山市地球温暖化対策地域推進計画(令和3年3月)より

【具体的な施策】

	内 容	担当課
1	新脱炭素ライフスタイルへの変換	環境課
2	新地域特性に応じたデジタル技術の活用	環境課
3	新脱炭素化に向けたインフラの整備	環境課
4	新産業分野の技術力を生かした温室効果ガス排出量の削減	環境課

【取 組】

	項 目	市 民	事業者	市
1	マイカーから徒歩や公共交通機関などへの転換	○	○	○
	ゼロカーボンドライブ*による二酸化炭素排出量の削減	○	○	○
	LED 照明の使用など電気使用に関する取り組みの推進	○	○	○
	空調設備の設定温度の適正化など燃料使用に関する取り組みの推進	○	○	○
	紙類使用の減量化・ペーパーレス化の推進	○	○	○
	新 WEB 会議の推進による燃料資源の使用抑制		○	○
	環境配慮型製品*の購入(グリーン購入*)の推進	○	○	○
	グリーンカーテンの設置などによるエネルギー使用量の削減	○	○	○
	環境に配慮した製品・サービスの提供		○	
	地球温暖化対策に関する意識向上	○	○	○
地球温暖化対策の必要性の啓発・広報の推進			○	
2	家庭用蓄電池の購入の推進	○		
	エネルギー管理システムの導入	○	○	
	ZEH* (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の推進	○	○	○
	新地域での電力融通システムの構築	○	○	○
3	AI*を活用したスマートシティの推進	○	○	
	建物の新築・増改築時の省エネ化、高断熱化の推進	○	○	○
	次世代自動車の購入と充電設備などの導入の推進	○	○	○
	適正なフロン類*の管理、充填、回収、再生、破壊の指導と理解		○	○(県)
4	まちづくり、交通、観光分野などにおける基盤整備の推進		○	○
	家電製品の省エネ性能の表示、説明の実施		○	
	省エネルギー施設・設備・技術の掘り起しと活用		○	○
	再生可能エネルギー施設・設備・技術の掘り起しと活用		○	○

【目標指標】

指 標	策定時現況値 (平成 26 年度)	見直し時現況値 (令和 2 年度)	後期目標値 (令和 8 年度)
市内における二酸化炭素の排出量(推計)	1,168 千 t/年 (平成 24 年度)	1,213 千 t/年 (平成 29 年度)	1,026 千 t/年 (令和 5 年)
公用車の電気自動車購入台数	0 台	2 台	10 台
電気自動車用充電設備の設置数	20 か所	29 か所	40 か所
コミュニティバス*利用者数	131,777 人/年	130,662 人/年	218,000 人/年
新脱炭素先行地域*の設定	新規	0 か所	1 か所

基本方針 3	地球温暖化問題に地域で取り組む (ゼロカーボンシティを目指して)
施策 11	森林の保全と整備

(15陸上資源) (9イノベーション) (7エネルギー)



【現状と課題】

地球温暖化*の防止には、温室効果ガス*の中でも温暖化への影響が最も大きいとされる二酸化炭素*の大気中の濃度を増加させないことが重要です。地球上の二酸化炭素循環の中では、森林が吸収源として大きな役割を果たしています。

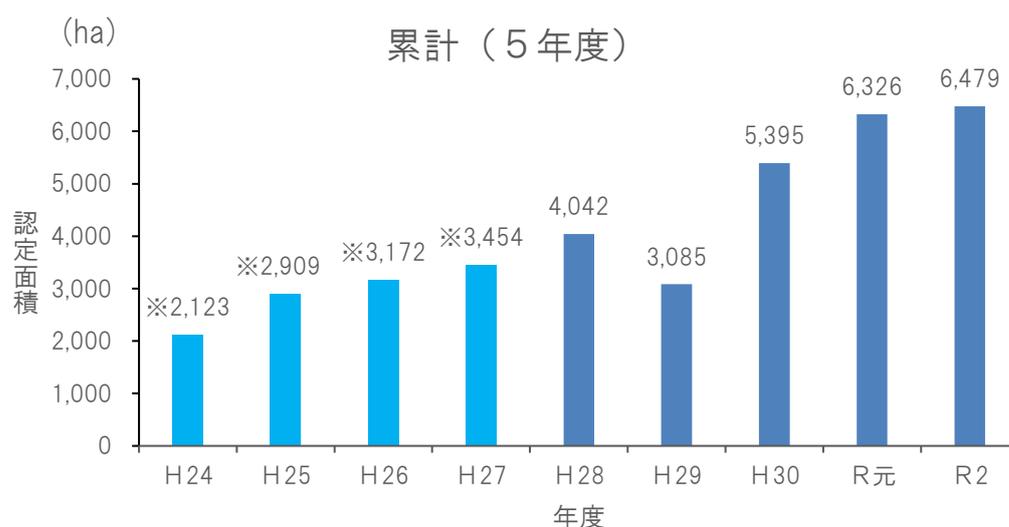
本市は市域の約84%を森林が占めていますが、林業経営の収益性の低下、林業就業者の減少などにより手入れ不足の森林が多くなるなどの課題があります。

近年、薪やペレットなどは環境に優しいエネルギー源として注目されており、未利用の間伐材などの利用が期待されています。

森林経営管理制度*や森林経営計画制度などを活用した森林の適切な保安全管理を行い、二酸化炭素*の吸収源としての機能が持続的に発揮されるために、森林の整備を推進し、木材需要の拡大を図っていくことが必要です。

資料編P.24, 61 参照

図表-3.11 白山市における森林経営計画の認定面積の推移



※ 森林経営認定制度は平成24年度から開始となったため、平成27年度までは、平成24年以降の認定面積の合計。平成28年度以降は当該年度を含む5年間の累計。

白山市森林対策課より

【具体的な施策】

内 容		担当課
1	二酸化炭素*の吸収源としての森林整備	森林対策課 農業振興課 農業委員会

【取 組】

項 目		市 民	事業者	市
1	森林・里山保全活動への参加・協力	○	○	
	地域や民間団体などによる森林・里山保全活動の推進	○	○	○
	未利用木質資源の木質バイオマスエネルギーとしての利用促進	○	○	○(国・県)
	農林漁業地域でのカーボンニュートラル*の推進			○
	地球温暖化*の防止や多面的機能を持続的に発揮する森林整備の推進			○(県)
	森林整備事業の共同化や経営の受委託などの推進			○(国・県)

【目標指標】

指 標	策定時現況値 (平成 26 年度)	見直し時現況値 (令和 2 年度)	後期目標値 (令和 8 年度)
森林経営計画*の認定面積	3,172 ha	6,479 ha	7,100 ha
新森林経営管理制度*による森林整備面積	新規	2.3 ha	20.0 ha
市産材の搬出量	8,127 m ³ /年 (平成 27 年度)	11,170 m ³ /年	11,600 m ³ /年



列状間伐の状況

4.再生可能エネルギーの利用を進める

基本方針 4	再生可能エネルギーの利用を進める (エネルギーの脱炭素化を目指して)
施策 12	再生可能エネルギーの導入の推進



【現状と課題】

本市では、市内の住宅に再生可能エネルギー設備を設置した方に対して、設置費の一部について補助を行っています。平成 27 年度より木質バイオマスストーブ*の設置に対しても補助金の交付を行っており、市民への啓発のため市役所にペレットストーブを設置しました。

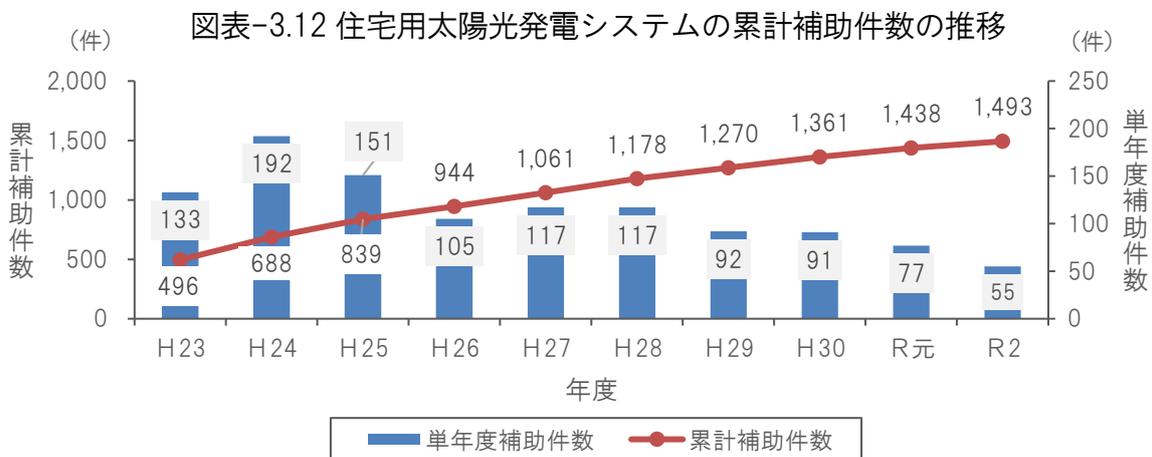
また、太陽光などの再生可能エネルギー*を活用し、災害に強い地域づくりを展開しています。平成 28 年度には松任小学校第二体育館に太陽光パネル・蓄電池を設置、平成 29 年度には「道の駅めぐみ白山」に太陽光パネルを導入しました。

さらに、令和 3 年度より住宅用太陽光発電と蓄電池をセットで設置した場合に補助を行うこととしました。

民間事業者の取り組みとしては、手取川河口付近の市の遊休地において、市内最大のメガソーラー*発電所、白山ろく地域では川の落差を利用した小水力発電所が稼働しています。

今後は、公共施設でのモデル的な再生可能エネルギー*の導入により、市民の再生可能エネルギー*に対する理解を深めます。さらに、民間事業者による市の遊休地の活用や、住宅・事業所など市全域で再生可能エネルギー*を積極的に取り入れていくことが必要です。

資料編 P.62 参照



白山市環境課より

【具体的な施策】

	内 容	担当課
1	新地域の豊かな自然を生かした再生可能エネルギー*の利用促進	環境課
2	新エネルギーの地産地消*の促進	環境課

【取 組】

	項 目	市 民	事業者	市
1	再生可能エネルギー設備の導入	○	○	○
	住宅用太陽光発電と蓄電池システム、家庭用小型風力発電機及び太陽熱利用システム*の設置	○	○	
	手取川水系を活用した小水力発電*の促進		○	○
	未利用木質資源のエネルギーとしての利用促進		○	○
	新 手取川ジオパークにおける地中熱の活用		○	○
	再生可能エネルギー*の導入促進のための補助制度の充実			○
	市公共施設への太陽光発電システム、風力発電機のモデル的な導入			○
	国の補助制度や県の融資制度の活用についての周知			○
2	未利用木質資源を活用した木質バイオマスストーブ*の設置	○	○	○
	新 地域共生型再生可能エネルギーの利活用	○	○	○
	廃棄物の焼却に伴う熱エネルギーの電力化の推進			○

【目標指標】

指 標	策定時現況値 (平成 26 年度)	見直し時現況値 (令和 2 年度)	後期目標値 (令和 8 年度)
新 自立・分散型エネルギー設備設置事業費補助金の累計補助件数	—	(令和 3 年度開始)	900 件
木質バイオマスストーブ*の累計補助件数	(令和 27 年度開始)	58 件	118 件
公共施設への再生可能エネルギー設備の設置件数	23 件	31 件	33 件以上
新 白山市の特性を生かした再生可能エネルギー*の導入件数(中小水力、雪氷熱、バイオマス利用施設)	—	3 件	8 件



直海谷川沿いに建設された小水力発電所

基本方針 4	再生可能エネルギーの利用を進める (エネルギーの脱炭素化を目指して)
施策 13	新たな再生可能エネルギーの調査・研究

(7)エネルギー

(15)陸上資源



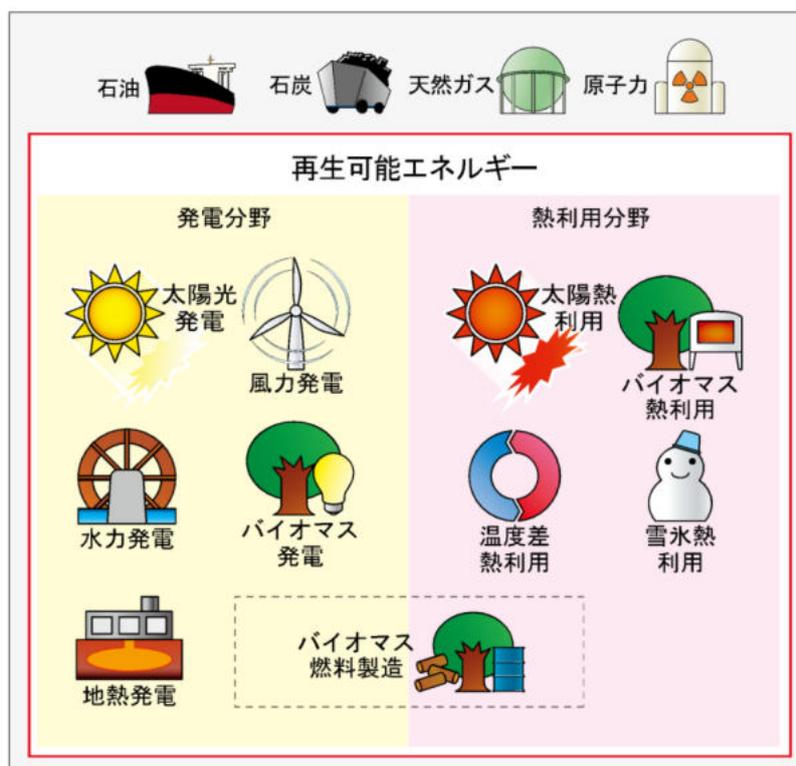
【現状と課題】

本市には、豊富な自然資源があるものの、森林資源や水資源、地熱など未利用の資源が多くあります。

これまでも、地域および産・学・官が連携しながら再生可能エネルギー*の利活用について検討しており、今後も、ゼロカーボンシティ*の実現のため地域が連携した再生可能エネルギー*の調査・研究を推進するとともに、本市の持つ多様な資源を活用し、地域特性を活かした白山市版の再生可能エネルギー*の取り組みを積極的に推進していく必要があります。

資料編 P.62 参照

図表-3.13 再生可能エネルギーの種類



石川県再生可能エネルギー推進計画(石川県)より

【具体的な施策】

内 容		担当課
1	新技術を活用した再生可能エネルギー*の利用促進	環境課

【取 組】

項 目		市 民	事業者	市
1	産・学・官共同での調査・研究の推進	○	○	○
	再生可能エネルギー*の調査・研究への協力	○	○	○
	地元団体や関係機関と連携・協力した白山周辺における資源（地熱、氷雪）の活用の検討	○	○	○
	利用可能な再生可能エネルギー*の調査・研究の推進		○	○
	再生可能エネルギー*に関する情報の収集と活用の検討		○	○

【目標指標】

指 標	策定時現況値 (平成 26 年度)	見直し時現況値 (令和 2 年度)	後期目標値 (令和 8 年度)
再生可能エネルギー*の調査団体数	2 団体	2 団体	5 団体



ドイツ視察団との意見交換会の様子
(白峰ドイツ再生可能エネルギー意見交換会)

5.環境への負荷の少ない循環都市を創る

基本方針 5	環境への負荷の少ない循環都市を創る
施策 14	ごみの発生・排出抑制の推進



【現状と課題】

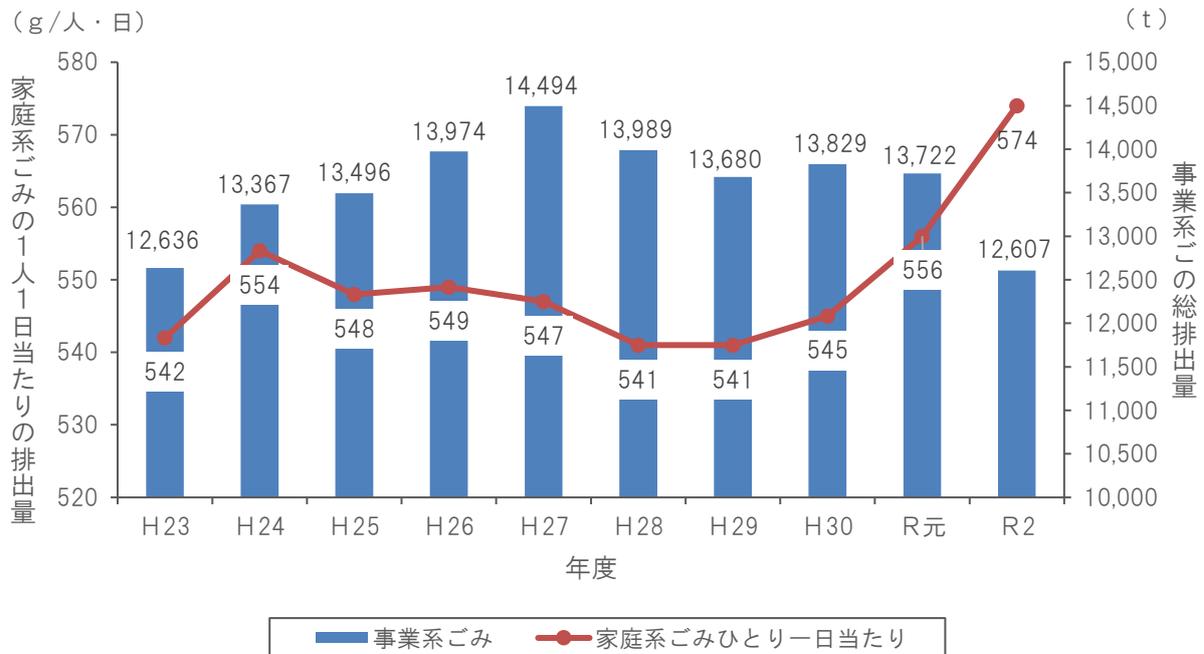
本市では、更なるごみの減量化や資源化の促進により、循環型社会*の形成を図るため、令和元年度に「白山市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」の策定(見直し)を行いました。

それによると、本市の平成30年度のごみの排出量は39,199tであり、およそ2/3が家庭系ごみ、1/3が事業系ごみです。

また、平成30年度の家庭系ごみの1人1日当たりの排出量は545g、事業系ごみの年間の総排出量は13,829tとなっています。

今後、家庭や事業所から排出されるごみを減らすため、できる限りごみを出さない消費活動やライフスタイルの変革、オフィス活動を環境への負荷の少ない形に転換するなど環境に配慮した取り組みを行うことが必要です。

資料編 P.63,64 参照



白山市環境課より

【具体的な施策】

	内 容	担当課
1	家庭系ごみの削減	環境課
2	事業系ごみの削減	環境課
3	ごみの排出抑制のための意識向上	環境課

【取 組】

	項 目	市 民	事業者	市
1	家庭でのごみ減量目標の設定	○		
	計画的な買い物によるごみの削減	○		
	使い捨ての商品の購入抑制と詰め替え製品の積極的な利用	○		
	冷蔵庫の中の食材を点検するなどして食材を使い切る	○		
	生ごみは水分を切ってから排出する	○		
	ごみを今までより少なくする生活への転換	○		
	必要のない袋や包み紙はもらわない、過剰包装をしない	○	○	
2	自社のごみ発生量の把握とごみ減量化目標の設定		○	
	ISO14001*やエコアクション 21*を取得し、ごみ減量化に対する取り組みなどの公表		○	
	いしかわ事業者版環境 ISO*の導入など環境保全活動の実施		○	
	両面印刷・ペーパーレス化の実施など紙類の排出抑制		○	○
3	広報やポスターを活用したごみ減量化に対する意識啓発	○	○	○
	ごみカレンダーや分別手引書作成などによるごみ排出方法、ごみ減量化に対する知識の向上	○	○	○
	廃棄物対策推進員の研修機会と内容の充実、町内会の連携の向上	○	○	○
	商工会議所や商工団体との連携の強化による、環境負荷の少ない製品の製造・販売の促進		○	○
	大規模建築物の所有事業者に対して条例に基づくごみ減量化計画書の作成の義務付けと発生抑制に対する啓発・指導		○	○
	ごみ減量化の活動や施設整備に対する支援			○
	廃棄物の処理および清掃に関する法律や循環型社会形成推進基本法*などについての広報・啓発			○
	新 生活系ごみの無料収集の継続	○		○
	排出量に応じた負担の公平化と住民の意識向上のため本市に適したごみ有料化の検討			○

【目標指標】

指 標	策定時現況値 (平成 26 年度)	見直し時現況値 (令和 2 年度)	後期目標値 (令和 8 年度)
家庭系ごみの 1 人 1 日当たりの排出量	548 g/人・日 (平成 25 年度)	572 g/人・日	486 g/人・日
事業系ごみの総排出量	13,496 t/年 (平成 25 年度)	12,625 t/年	12,200 t/年
新 家庭用生ごみ処理機の設置累計補助件数	—	(令和 3 年度開始)	600 件

基本方針 5	環境への負荷の少ない循環都市を創る
施策 15	再使用・再生利用とルールへの遵守



【現状と課題】

本市では、自発的に再生資源を回収する子ども会、PTA などに対し、奨励金(再生資源集団回収奨励金)を交付し、資源の有効利用およびごみの減量化を推進しています。

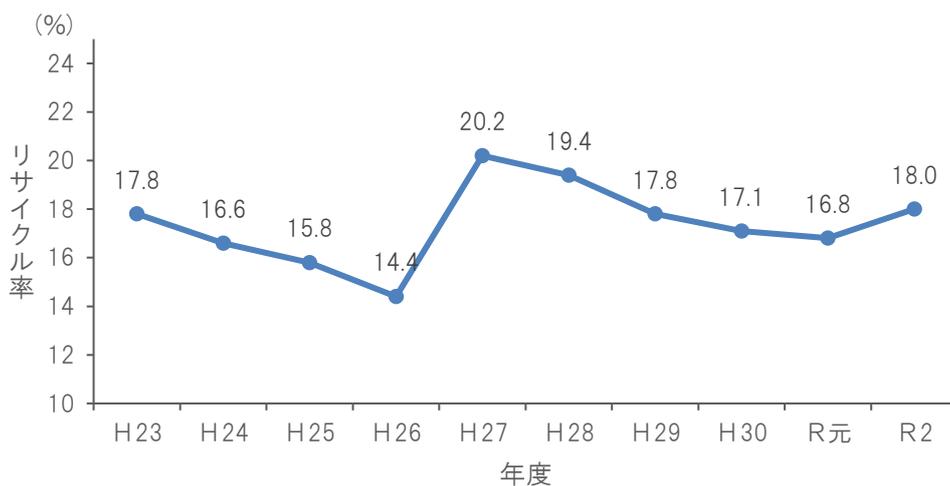
しかし、この集団回収量は減少傾向にあり、要因の一つには、スーパーなどによる店頭回収など、民間事業者による独自の資源化の拡大が考えられます。

一方、リサイクル料金のかかる家電製品の不法投棄や、不法な野焼き*も一部で行われています。

ごみの減量化と処理の適正化を推進するために、廃棄されるものを最小限に抑える循環型社会*の形成が重要であり、テレホンリサイクル制度や松任石川環境クリーンセンターリフォーム室の利活用など、「物(もの)」を大切に長く使う意識の向上や、環境教育*を充実し、5R*でライフスタイルの変革を進める必要があります。

資料編 P.65～66 参照

図表-3.15 リサイクル率の推移



白山市環境課より

【具体的な施策】

内 容		担当課
1	ごみリサイクル率の増加	環境課 (白山野々市広域事務組合)
2	不法投棄や不適正な処理の防止	環境課

【取 組】

項 目		市 民	事業者	市
1	5R*による循環型社会*づくりの推進	○	○	○
	ごみの分別の徹底と資源の再生利用の推進	○	○	○
	テレホンリサイクル制度やフリーマーケットなど再使用(リユース*)に取り組める機会の提供と活用	○	○	○(組合)
	繰り返し使用できる商品やリターナブルびんなど再使用可能な商品の購入の推進	○	○	○
	環境配慮型製品*の購入(グリーン購入*)の推進	○	○	○
	故障した物でも修理・修繕して利用します	○	○	○
	地域のリサイクル活動への参加・協力の推進	○	○	○
	循環型社会*の形成に向けた法律(容器包装リサイクル法*、家電リサイクル法*や自動車リサイクル法*など)の広報・啓発と理解・遵守	○	○	○
	製品以外の廃棄物について自社内または工業団地での再使用の検討		○	
	小型家電などから貴金属やレアメタル*などを回収・リサイクルする取り組み(小型家電リサイクル法*)の推進		○	○
	小学校PTA・子ども会などによる古紙集団回収の奨励			○
	ごみカレンダーやごみ分別事典などによるごみの分別とリサイクル*に対する意識の向上			○
	広報やポスターを活用したリサイクル*に対する意識啓発			○
	2	不適正なごみ処理(ポイ捨てなど不法投棄、野焼き*、ごみ出しルール違反など)についての広報・啓発とルール*の遵守	○	○
ごみの持ち去りなどの悪質な事案について法令、条例に基づく対応の実施				○
不法投棄監視パトロールの実施				○

【目標指標】

指 標	策定時現況値 (平成 26 年度)	見直し時現況値 (令和 2 年度)	後期目標値 (令和 8 年度)
ごみリサイクル率	15.8 % (平成 25 年度)	18.0 %	20.6 %

6.参加と協働で計画を進める

基本方針 6	参加と協働で計画を進める
施策 16	環境教育・環境学習の推進

(④教育)

(⑦エネルギー)

(⑰実施手段)



【現状と課題】

環境に対する意識を向上させるための環境教育・環境学習*は、あらゆる世代に対し体系的に行っていく必要があります。

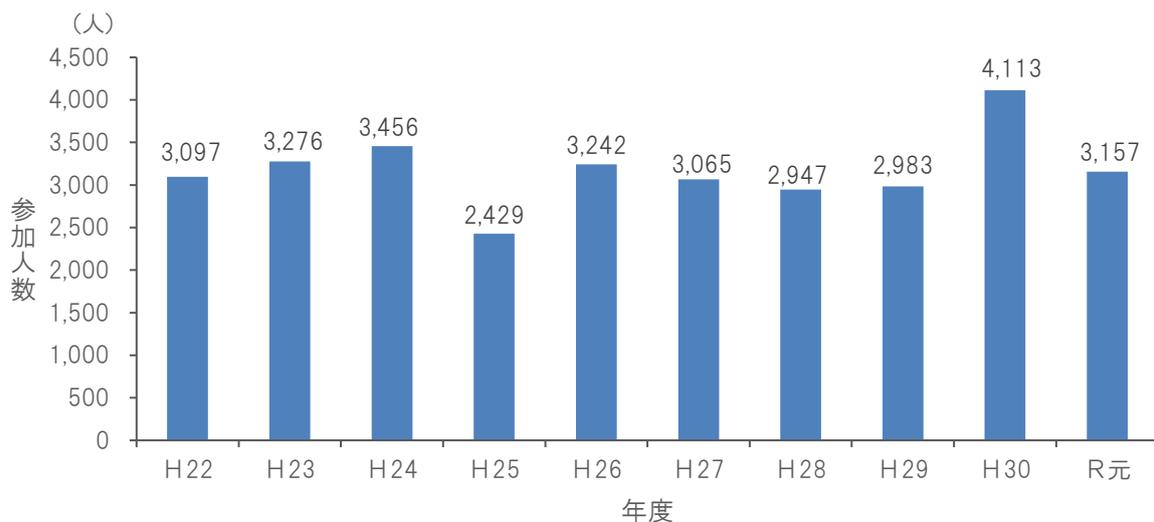
本市では環境教育・環境学習*の一環として、「白山市地球温暖化対策地域協議会」と連携し、さまざまなイベントを開催しており、地球温暖化対策の周知などを行っています。

また、市内小・中学校に設置された太陽光発電や風力発電の発電量の表示など、自然界に存在するエネルギーの「見える化」*を行っています。

今後も、学校、家庭、事業所、地域などにおいて、誰もが参加できる環境教育・環境学習*の場を充実させ、身近な生活環境から地球環境に至る環境全般についての理解と認識を深めていくことが必要です。

資料編 P.67,68 参照

図表-3.16 ホタル生息調査参加者数の推移



白山市環境課より

【具体的な施策】

内 容		担当課
1	地域の環境と地球環境を守ることの大切さを学べる機会の充実	環境課 ジオパーク・エコパーク推進課 学校指導課
2	環境学習イベントの参加者数の増加	環境課 ジオパーク・エコパーク推進課
3	白山手取川ジオパークの大地と水の循環について学ぶ講座の参加者数の増加	ジオパーク・エコパーク推進課

【取 組】

項 目		市 民	事業者	市
1	高校や大学などの教育機関と連携・協力した環境教育・環境学習*の推進	○	○	○
	日常生活の中で実行できる環境保全への取り組みの推進	○	○	○
	環境に関する情報を定期的に市民や事業者へ発信・共有できる体制づくりの推進	○	○	○
	環境学習や環境保全活動の機会の充実	○	○	○
	環境教育・環境学習*の場としての事業施設の開放		○	
	エコ保育所・幼稚園*の認定の推奨		○	○
	学校教育における「総合的な学習の時間」を活用した環境教育・環境学習*の充実			○
	小・中学校でのいしかわ学校版環境ISO*の推奨			○
	学習会や学校教育などにおける環境学習の機会の拡充			○
2	自然観察会や環境に関する学習会、環境講座、まちかど市民講座、展示会などの開催と参加・協力	○	○	○
	自然とふれあい体験する環境学習の機会の創出	○	○	○
3	地域の魅力を活用するイベントや白山手取川ジオパークの活動支援	○	○	○
	白山手取川ジオパークについての学習の推進	○	○	○
	こども向けジオパーク*学習の推進	○		○

【目標指標】

指 標	策定時現況値 (平成 26 年度)	見直し時現況値 (令和 2 年度)	後期目標値 (令和 8 年度)
環境出前講座の累計開催数	18 回	31 回	61 回
ホタル生息調査の参加者数	3,242 人/年	3,135 人/年 (令和元年度)	3,300 人/年
ジオパーク*各種講座の参加者数	1,587 人/年	740 人/年	2,000 人/年

基本方針 6	参加と協働で計画を進める
施策 17	市民・事業者・市の協働

(17)実施手段

(11)都市



【現状と課題】

近年、環境問題は複雑化、多様化しており、市民、事業者、市が一体となった取り組みが必要不可欠となっています。

本市では、市民、事業者、市が互いにパートナーシップ*を確立し、三者が協働*・連携して取り組む環境保全活動の一環として、海岸清掃や川掃除をはじめ、大型商業施設に展示コーナーを設け、環境に関する展示やチラシ配布を行っています。

また、活動に取り組む市民、事業者、環境保全活動を率先して実践できる人材の増加に向けた取り組みも行っています。

今後さらに、環境保全に関する情報の周知徹底や共有化、活動に取り組む町内会や団体への活動支援が必要となってきます。

資料編 P.67,68 参照

図表-3.17 環境清掃活動イベント開催数(令和2年度)

区分	回数(回/年)	内容
クリーン作戦	1	道路・公園などの公共施設の清掃 散在する空き缶などの収集
海岸清掃	—	市内海岸の美化清掃の実施 (新型コロナウイルス対策のため中止)
川掃除 (生活排水溝の清掃)	1	市街地および新興団地などの排水溝の清掃

令和3年度白山市の環境(白山市)より作成



海岸清掃の様子



【具体的な施策】

	内 容	担当課
1	環境保全活動に取り組む市民と事業者などの登録数の増加	環境課
2	市民、事業者、市が協働*・連携して取り組む環境保全活動の機会の創出	環境課 土木課
3	環境保全活動を率先して実践できる人材の増加	環境課 森林対策課
4	市民、事業者が利用しやすいホームページを活用した環境情報の共有化	環境課

【取 組】

	項 目	市 民	事業者	市
1	いしかわ家庭版環境 ISO*への参加	○		
	いしかわ地域版環境 ISO*の地域ぐるみの取り組みの推進	○	○	
	ISO14001*、エコアクション 21*、いしかわ事業者版環境 ISO*などの認証取得(登録)への取り組みの推進		○	○
2	市民、事業者、市が連携・協力した推進体制づくりの推進	○	○	○
	企業の森づくりや森林ボランティアによる下草刈り作業への参加の推進	○	○	○
	環境保全活動やイベントへの参加・協力	○	○	
	環境保全団体の育成や活動に対する支援		○	○
	ボランティアによる地域の美化活動などの支援		○	○
	市内各企業との公害防止協定*の締結の推進		○	○
	市民活動や交流の拠点づくりの推進			○
	地球温暖化対策地域協議会との連携事業など市民参加の機会の創出			○
3	環境教育・環境学習*を指導する環境ボランティアの育成	○	○	○
	地域住民による自主的な森林の保全管理活動の推進		○	○
	環境保全活動に関する意識啓発の推進			○
4	市や環境保全団体と環境保全についての情報交換の推進	○	○	○
	ホームページや広報による環境に関する情報の発信			○

【目標指標】

指 標	策定時現況値 (平成 26 年度)	見直し時現況値 (令和 2 年度)	後期目標値 (令和 8 年度)
市が開催する環境清掃活動数	4 回/年	2 回/年	4 回/年
新 環境美化ボランティアの活動回数	—	125 回/年	150 回/年



手取川ダム湖